

## 第二十七回国会

## 大蔵委員会議録

## 第一号

(三二)

昭和三十二年十一月六日(水曜日)

午前十時五十八分開議

出席委員

委員長 山本 幸一君

理事 滝香 忠雄君

理事 黒金 泰美君

理事 藤枝 泉介君

理事 橋錢 重吉君

足立 篤郎君

奥村又十郎君

川野 芳浦君

竹内 後吉君

古川 丈吉君

山本 勝市君

井上 良二君

春日 一幸君

久保田鶴松君

竹谷源太郎君

大平 正芳君

加藤 高藏君

高崎達之助君

内藤 友明君

前田房之助君

有馬 輝武君

石野 久男君

神田 大作君

田万 廣文君

横山 利秋君

出席政府委員

大藏政務次官

大藏事務官

(主税局長)

(大藏事務官)

(銀行局長)

(通商産業事務官)

(税務課長)

出席員外の出席者

通商産業事務官

(通商局長)

(代理)

金井多喜男君

塙崎 潤君

大蔵事務官

(税務課長)

(通商事務官)

専門員

椎木 文也君

の審査を本委員会に付託された。

(助川良平君紹介)(第九七号)

國立たばこ試験場設置に関する請願

(君紹介)(第二八号)

停年退職者等の退職慰労金課税免除

別介紹介)(第二九号)

の審査を本委員会に付託された。

(君紹介)(第二九五号)

國立たばこ耕作に関する請願

(田中武夫君紹介)(第二九六号)

の審査を本委員会に付託された。

(君紹介)(第二九七号)

同上林山榮吉君紹介)(第二九八号)

の審査を本委員会に付託された。

同外五件(床次徳二君紹介)(第二九九号)

の審査を本委員会に付託された。

号)

いかとります。輸出振興をもつと積極的にやらなければならぬならば、別の補助助成の対策はいろいろありますから、それを積極的にやるべきではないか。その別の輸出振興の積極的な政策として行なっているいろいろな政策は、どういうものが具体的に考えられておりますか、それを明らかにしていただきたい。

す。この面では、今後そういう際にどういうことになつて参りますか、ただいまのところ輸出振興費は、たしかに年額十二、三億円計上しているというようなところであろうと思ひますが、若干の要求が通産省あたりから出ておるのは承知いたしております。今後の折衝に待つところであろうと見ておりま

す。

が、事務当局たる主税局長は、明年度の税制全般に対しては、具体的にどの面をどういうふうにした方がいいといふことについての御意見を持っておられるか、これは全然考えておりませんか、そちらを伺いたいと思います。

○原政府委員 明年度の税制をどうするかという点につきましては、私としての考え方を申し上げるのは、なお十分検討を経ました上で申し上げたいと思ひます。一昨日もいろいろ当委員会で御議論がございましたように、三十三

○井上委員 私、ただいま提案されております本案に対しましての具体的な各条項につきましては、追って質問をいたしますが、ただいまの主税局長の御説明は、われわれはなはだ遺憾といったします。主税局は、本年の自然増を約一千億と見込んでおるということが大体いわれておる。それから昨年度、三十一年度の決算において、すでに一千億円の自然増が出ておる。さらに明後年もまた多少世界景気が頭打ちをいたし、本年通りの情勢に推移しないとして

し上げましたのは、やはり税のこと  
は、たとい検討といいましても、私が  
ただいまの段階で、条件がきわめて不  
確定で、前提条件についての考え方方  
いろいろまだ問題があるというとき  
に、どうする、こうするという考えを  
申し上げるのは時期が早過ぎるといいう  
意味で申し上げたわけありますか  
ら、一つ御了承いただきたいと思いま  
す。

別措置は避けるような方向で、財源がありますれば、一般的な減税に充てるというような考え方を強く持つております。ただ日本の経済がまだかなり落ちつかない現状にありますので、ある項目につきましては特別措置を存置し、あるいは今回のよう伸ばすというふうになりました次第でございます。そこで、特別措置法の措置ではなく、ほかの方でどういうようなことをやるかといふお話をありますが、これは、いわば今回の総合緊急対策全部がそれに充てられておる。大きくいえば、国内での諸般の引き締め政策ということになりますが、あまりにもわいてきました内需市場にある程度水をかけ、そこにおける需給の関係を直して輸出に向けた方が——よりきつい言葉でいえば、輸出に向けざるを得ないというような状態、少くとも内需で非常にもうかつて思います。なお話しの予算面の措置につきましては、今後予算編成が具体的に進みます間に、輸出振興費の項目についての説明が重ねられると思いま

いと考えておりますが、かような税全體の均衡を破る、別な言葉でいえば、特別措置という抜け穴をもつて特別な業体だけに減税の恩典を与えるという行き方は、私どもとしても相当これは考えなければならぬことではないかと考えますし、またこの際主税局長といつしましては、来年度の税制に対しても、一体どういう具体的な意見を持っておられるか。新聞で見ますと、また今国会を通じて政府のいろいろな見解を総合的に判断すると、一つは昨年所得税を中心にして減税をいたしましたので、今年は法人税と地方の事業税を軽減することに具体的な対策が進められており、検討が進められておる、こういうような希望が非常に強まつておるというところが、うかがわれるのですが、もちろん法人税の中にも、非常に零細な法人もありますし、また事業税の中におきましても、非常に零細な事業主もあるわけでありますから、これらが別に悪いとは申しませんが、もし税制全体を検討いたします場合は、やはり全体をはからなければならぬと考えます

年度の予算編成にからみまして、特に歳出の緊縮と財源のある程度の余裕といふこととからんで、税の問題が非常前に前面に出てきておる感じでござります。その間にあります、私税制をあずかる身としては、機会あるごとに、国民の税負担を合理化し、軽減したいという気持は年来持っております。しかしながら、今はまず税制改革、減税というものが主題という事態ではございませんので、やはり変調を来たしておる経済全般をどういうふうに運営して参るかということが主題でありますので、その主題についてのいろんな手の打ち方、その一環としても、税の問題は考えられ得る面がございます。そういうような意味で、大きくその辺についてのこなしが検討され、それの帰趨がきまつて参るという際に、初めて税制としての具体的な方向を議論するということになるうと思ひます。やはりその前に、私が非常に熟さない条件のときにいろいろと申し上げるというのは、ある意味で早過ぎるという感じもいたしますので、一つ、それは後刻検討の熱しました上申し上げさせていただきたいと思います。

ても、なおかつ八百億から一千億近い増収が予想されるということは、昨日予算委員会における大蔵大臣の答弁で明確であります。現に三年も続いて一千億円も自然増が続いている。このことを一体、主税局はどうお考えになつておるか。これは、明らかに予算以上に税が取り過ぎになつておるということを示しておるのであります。それならば、これはこのままほっておくのではなくしに、当然減税の具体的な措置を事務当局としては検討して、いつでも国会の要請に応じ得る態勢、作業を進めるべきである。それをしていないといふのは、怠慢もはなはだしい。そういうことをお考えになりませんか。これは、取れるものは勝手に取つてしまおう、こういう考え方ですか。

○原政府委員 先ほど私申し上げましたことが、検討しておらないという意味におどりになつたとしますと、私の申し上げ方が足りなかつたと思います。検討は非常にいたしております。お話しの通り、私どもは、いつでもそいう問題について検討するのが当然の任務であると思いまするから、あらゆる検討をいたしております。ただ申

あるいは明年度はどうなるということによつて、歳出のいろいろな計数がはじき出される。あるいはまた増税、減税の計数がはじき出されるのであります。いわゆる実際の作業の土台は、あなた方が握つておられるのでありますから、あなた方が、税の動向といふものについては事実を一番よく把握されておる。従つてこの状態が続く以上は、当然国民の中からも相当減税の問題がやかましくなつてくるということになりますよし、もしこのまま自然増を見のがすということで放任しておきましたならば、来年度は、国会が解散されるということは当然であります。が、そうなれば総選挙対策として、この自然増がいわゆる党利党略のためいろいろ奪い合いに使われて、全く国民の汗の結晶が国家目的に役立ついろいろ重要な施策に使われぬということになりやすい傾向が出てくるのであります。そういう方向が打ち出されると、進んで大藏当局は、積極的に減税の方針へ踏み切ることが何よりも必要じゃないか、こういう意見が当強いのであります。当然事務当局としては、國民から血税を取り立ててお

るということではありますなれば、それが予算以上に増収されるということが本年も来年も予想される今日に、減税率を準備することは当然ではないか。それは閣議として、あるいは内閣として減税率についていろいろ検討されることは当然でありますけれども、事務当局もまた事実の動いておるこの数字によつて、当然減税率方向へ持つて行くことが妥当であるという考え方をやはり強固に持つて進んでもらいたい、こう考えますが、いかがですか。

○原政府委員 大へんごもつともなお話で、私一々おなかにこたえて伺つております。ただ先ほども申しましめた通り、ただいまの主題は、日本経済をどういうふうにこれから切り盛りして参るかということで、そのためには、ただいまお話をありました歳出の放漫な膨張というようなことがあっては、まずこれが一番いけないことだという考え方から、若干の余裕があつても、それは景気調節にとっておいて、締めて参るのだという態勢でおるわけであります。もちろんその間に、お話しの減税に充てろという議論は強力に打ち出され得るわけで、世の中にもいろいろ御意見がござりますし、たまたま井上委員からも強い御所見を伺つたわけであります、三つのこの減税率を締めて参るのだというよう並べての議論が、やはりとつくりと行われなければならぬ事態だらうと私は思つております。若干この席でこう言うのは言い過ぎかもしれないけれども、いずれそういう議論が要るだらう、こういうように考えておる次第で、それについて政府として十分配慮を払いました上で最終結論を出す、そういう際

に、ただいま井上委員のおっしゃいましたことは、私税制の担当者として十分きもに銘じて伺つて、私としてもできるだけの努力はいたしたいという気持でおります。

○井上委員 それからもう一つ、主税局長に、特に事務当局に頼んでおきたいたい問題は、減税の問題を考えます場合、負担の公平ということがよくいわれますけれども、本年行なつた減税といふものは、負担の公平性を非常にはき違えて実施されておる。たとえば本年の課税最低限度額は、給与所得者で扶養家族四人の場合年収二十七万円が限度額になつてゐる。これが事業所得者の場合になると二十万円くらいのところが限度額ということになつてゐる。配当所得者になると百四十九万円ということになる。一体こういうべらぼうな限度額のつけ方がどこから出でますか。具体的に国民から質問されても私ども困つてゐるんだが、一体どうしたことでこういう差別がつけられたのか。配当所得の場合こそ、もう少し大幅にとつてもいいと思うが、その方はえらい余裕的に優遇をいたしまして、そして実際自分の生活費にも食い込んで税金を払つております勤労者の給与所得に対しても、非常に限度額が辛い、どういうところからそういう作業が出てきたのです。政治的な問題じゃないです。作業の問題ですから、あなたの方の責任のある御答弁を願いたい。

問題は、将来長い間議論の対象になることであろうと思います。ただいまおあげになりました配当所得であれば、配当だけの所得を持っているんだと百四十九万円まで税金がかからない、おっしゃる通りでございます。しかるに勤労者だと、夫婦子供三人で二十七万円、事業所得者で二十万五千円というものをこえるとかかってくる、その所得がありますと法人税を払う。その間の不公平な関係をつかれたわけであります。これはもう御案内드립니다が、配当は法人から払われるわけであります、が、その場合に払う法人は、残りの中から一部を配当に、一部を留保にというふうにいたずわけであります。そして配当があると、配当に所得税がかかるという仕組みになっております。

そこでいろいろ考え方がある問題であります、が、ただいま日本の税制のつております考え方には、企業という実態について考えてみよう。企業という実態について考えてみると、企業が個人の格好をとっていると、所得に対しても所得税だけで一本でかかっていく。

法人の格好をとっておりますと、まず利益が出ますと、法人税がかかる、その残りが配当、留保も結局は株主のものになるわけでありますから、結局配当になるはずである、配当になると、配当に所得税がかかる。法人形態の場合には二段になっておる。しかし税を公平にするためには、実体である企業の所得にかかる税金がそろそろようになると、ここでいわゆる法人擬制説と呼んでいるわけでありますが、そういう考え方から法人税をとられておるということは、配当を受けるそのもとで、

いわば企業の利益に源泉で税がとられる、あるいは企業の利益に源泉で税がとられないでいるという考え方方に立つて、個人にて制度はおむね公平な関係に立つていい配当が行きます場合は、配当控除といふ制度をとっています。そういう考え方からいたしますれば、ただいまの制度はおむね公平な関係に立つていいるということが言えるのであります。お話しの通り、実際に株を、貸し家を借りたり何かしていけるのと違わないやうな感覚のこの感覚として納得されるかどうかという点に非常に問題がございまして配当をもらつても、それは所を得た税は一切かからないという事態が、実際のこの感覚として納得されるかどうかという点は相当問題だと思つております。これが同族会社の上うなものでありますと、その関係は割合のみ込みやすいというような感じをいたしますが、非同族の株式を単なる投資物として持つというような関係でありますと、お話しのような関係が特に強い。私どもそういう考え方から、その点、二十六回国会でお願いいたしました特別措置法の改正におきましては、それまでの配当控除の特例の五分増しをやめて、本法の控除率であります二割五分を二割に直すというふうにお願いしたような次第であります。問題は、冒頭申し上げましたように、なおそれでも解決されないで、なま井上委員の言われるような御議論がなお出得るような次第であるようになります。従いまして、その点は今後お十分研究いたしまして、善処いたして参りたい。ただし何分この法人と個人との課税の調整と申しますか、公平をはかれという問題は、世界各国

において、雑な言葉で申しますれば、ほんとうにてこすつておるというほどむずかしい問題でありますので、相当額余曲折が必要なようにも思われますが、お話しの通り、私ども同感の意を多分に持っておりますので、十分余をもつてお話をうながしておきたいと存じます。

○井上委員 その点は、今後われわれ地方へ出ますと、國民に本年かようか減税があつたと喜んでもらうために、この不公平な限度額の差額を追及された場合は、答弁の仕方がないんであります、実際言いようがない。ですから、その点は、ぜひ今後できるだけさような不公平のない措置を一つ願います。

それからいま一つ重要な問題は、どうも政府の考え方は、給与所得者の源泉徴収というものを非常に重要視しておりますが、この課税人員が、きわめて多い関係から、この面の減税といふものに対してもはなはだ冷淡であります。そこで、もし政府が減税案を考えます場合は、この低額所得者の減税——現在在なおかつ独身者で、一円以上所得のある者は税金がとられている、あるいはまた夫婦者で、一万七、八千円の場合はとられておるというような次第ありますから、せっかく限度額を二十七万円にいたしましたとしても、實際は二十七万円の所得を得てない低額所得者は他にたくさんある。しかもこれらの人々は、政府の米価の値上げ、あるいは運賃の引き上げ、その他物価の騰貴によつてわざかの減税も全部相殺されておる。こういう事態が起つておりますから、特に低額所得者には大幅な減税といふものを考え方と思うとともに、その限度額をもつて引き上げると

いうことを、今後税制の改正を行います場合、特に御配慮願つておきたいと考える次第であります。

それから次に本案についての質問であります。が、本法によります実際の減税は、本年度どのくらいになりますか。さらに昭和三十三年度は、どのくらいの減税額になる意向を持っておるのか、それをお示し願いたい。

○原政府委員 今回お願いいたしておられますのは、二つ事項がありますが、一つは、輸出所得の特別控除の割増しであります。それにつきまして申し上げますが、減収額は、今までの法律でどれだけの減収があり、今度のでどれだけそれがふえるかという形で申し上げますと、昭和三十二年度、今までの法律で七十六億の減収の見込みでありますものが、今回の改正で三億減収がふえて七十九億になる。三十三年度は、一応の見込みでありますが、従来の法律で約八十億円の減収程度であると見込まれるものが、これに二十四億円の減収が加わって百四億円程度の減収になるという見当をつけております。

それから第二の事項は、国民貯蓄組合のあっせんする預金の免税限度額を、二十万円から三十万円に上げるようについてあります。これは、平年度計算でいたしまして三億円の減収の増というふうに考えております。

別に租税の面でそういう具体的なこまかい数字をはじき出したことはない、これをやれば輸出にそれだけ恩典があるという一つの薬剤であって、別にそれからそんなに大きな実効を期待することは考へてないというのですか。

具体的に、本年二十八億二千万ドルの輸出、さらに本年は三十二億五千万ドルということをいわれておりますが、そこへ持っていくための一つのてこ入れと解釈していいのですか。

○原政府委員 この措置によりまして輸出がどれだけふえるということは、私なかなかむずかしいと思いますが、やはり相当輸出の増進に貢献はしておるのではないか。実は本日は、井上委員御要求の資料でそれを明らかにする——明らかになるかどうかわかりませんが、輸出の累年のふえ方と輸出所得特別控除制度をどういうふうにやつてきたかというものを一応用意しておるわけであります。それらを見ましても、数字的にこれをやつたから幾らふえたというところまではなかなかむずかしい。しかしながら、やはり輸出というものは日本経済にとって一番大事なポイントであるということは、だれしも疑わないところでありますから、これを伸ばすためには、端的にいいますと、あらゆることをやらなければいけぬという気持で從来もきておると思いますし、今般の総合緊急対策とあります法律すでに相当の機遇を与えておるわけであります。その上に、新たにしてやるということでありますので、先ほども申しましたように、現在あります法律ですでに相当の機遇を加えますものが、それの三割程度といふようなことになつておりますけれど

も、しかしながら申しましたような  
気持で、もう輸出にはあらゆる力を注  
ごう、注がなければとにかく日本経済  
はうまく運転していかないという判断  
でいたしておりますので、大へん因果  
関係は抽象的になると思いますが、そ  
ういう気持でやる。それでやって、効  
果はやはりあるものと期待しておると  
いうことでござりますので、御了承い  
ただきたいと思います。

埠上、減税の面で日本の商品は対抗できない、高くついているのだ、このよくなことなら、減税の効果も現われて、国際市場における競争に勝ち得ることができますが、そういう具体的な事実がどこの市場にあるかその具体的な事実がないのに、単に減税だけをやって、それが貿易が非常によくなっていくということは、軽率であろうと思う。それよりも、われわれがもっと大蔵当局に要求しておきたいのは、いわゆる国際市場において太刀打ちができるよう、わが国の貿易産業を飛躍的に高めるための国内的な生産規模の近代化、合理化、これを推進し得る科学技術の振興、それをまたつかう勤労者の生活というものに所要の予算的措置、所要の財政的裏づけというものが積極的に講じられなければならぬ。その面は至つて大蔵当局は冷淡であるというか、あるいは至つてその面については財布のひもを締めておるという行き方が、従来えてしてあつたわけであります。そういうことについて、もつと積極的な対策を講じる必要があると思います。これに対して、一體大蔵当局はどうお考えになつておるか。これは主税当局でなしに、政務次官からお答え願いたい。

学技術の振興、あるいは設備の合理化、近代化ということについて冷淡とおっしゃるようですが、三十九年から三十一、三十二年というふうに、予算全体のワクから考えて、科学技術の振興というような面に相当の経費を支出しております、それが逐年予算額に対する率というものが増加して参つておることを御承知願いたいと思います。これらの数字につきましては、私ここでただいま覚えておりませんが、もし御必要とあらば、あとで調べましてお答え申したいと思います。

負けようとしておるのだから、そうはいきませんよ。だから、その方をあなたが説明できなければ、通商局長なり、通産大臣なりにここへ来てもらつて説明をしてもらはない、おれの方はこれだけやるから、この上で税を負けてくれればこういう効果があるといふことが具体的になつてこなければ、これは税を負けただけの効果はありません。税の問題だけを考えると、私はこんなものに税を負けるよりも、こつづけ予算措置を講じている、財政的裏を負けてもらいたいものがある、こういわなければならぬ。だから、あなた方は積極的に、その方面に力を入れて予算措置を講じていると、財政的裏づけもいろいろ講じていると、こうことを具体的に示してもらわぬと、この結果から見ると、来年はこうなる、再来年はこうなる——私はさいやんと言う通り

を若干引き下げるということだけでは、輸出の飛躍的な増大を期待することはできないということは、私も決してこれを否定するものはございません。しかし、おっしゃる通りであります。しある予算ではございますけれども、逐年これが支出が増加して参りまして、そして率におきましては、予算額に對しましては、過去数年来、非常に少い予算ではござりますけれども、逐年これが支出が増加して参りまして、そして率におきましては、予算額に對しましてこれに要する経費が飛躍的にふえて参っております。私はここで数字を持っておりませんが、その数字につきましては、もし御必要でございますれば、これを詳しく調べて、資料であります。

○原政府委員 ちょっと税のことを補足して申し上げます。外国で云々といふ点でございますが、外國の例といつましても、ドイツが一時これと同様なことをやつております。日本の場合度は、商社の場合は輸出額の一%、メーカーの場合は三%、プラント輸出だけ五%となつておりますが、プラント輸出分のない一%と三%の所得控除をドイツはやつております。一九五一年から五年までやつております。たおそらく、ドイツの輸出が御案内の通り非常に伸びて、マルクが過ぎるというようなことをいわれるようになります。

○山本委員長 井上委員に申し上げます。今發言がございましたように、いわゆる本体の所在を明らかにする、そのためには、坊政務次官から、ただいま予算においては漸次高まつて、いる御答弁でありますけれども、予算の使い方、その効果はどこにあるのか、今後どうするのかという具體的な井上委員の御質問についての御要望、それは、直ちに通産省の方へ、適当な人の出席を求めるよう手続いたしますから、他の質問が統いてあるものなら、続行していただきたいと思います。

○井上委員 ただいま主税局長のお話の通り、問題はこれによって国際競争に打ち勝とうという、商品競争を市場においてやろうというのではない。いわゆるメーカーの実力を培養する、そういうことになれば非常にけつこうだ、そのため、年内に付加価値税、それから社会保険税といいますか、賃金税と訳されたりしておりますが、それが輸出され

ます品物の中に幾ら入っているか、そ

れは引きましよう、というようなことを

間約百億相当大きな金であります。

なんどん出してしまっておつたとする

と、それを部内に留保して力をつける

ために使うだけで、今までのものもさ

らに生きてくるではないかといふよ

うことを考えて今回の措置をきめました。あのときにつきの措置は廃止しておりますが、ドイツ、フランスでそういうような例がございました。私ども、このためにはドイツ、フランスが安くなつたから、日本は安く売るためにこれをやつしているんだといふことになりますと、まつ正面ガットの規定に反するわけで、そういう趣旨ではないということでおしる商社を、あるいはメーカーを強くするんだといふ気持でありますけれども、例としては外國にそういう例があるということを、補足して申し上げておきます。

○原政府委員 まことに星をつけた御質問であります。現在の制度になぜそれがな

いのかというところから、すでに問題

になるようなわけであります。しかし、おっしゃる通り、商社なりメー

カタなりの力を強くしようというな

らば、免税された百億が全部配当に

なつたせいもありましよう、一九五六年からやめておりますが、そういう事例が一つございます。それとフランス

では、国内の付加価値税、それから

その点をもう少し委員長からおとり

なし願つて、通商局の代表者を呼んで

もらいたい。

○坊政務次官 ただいま井上委員の

おっしゃる通り、輸出所得に対する税

を若干引き下げる

ことだけでは、輸出の飛躍的な増大を期待する

ことはできない

ことは、私も決してこれを否定するものではありません。しか

し、その本体の、今力説せられました科

学技術の振興といったような経費につ

きましては、過去数年来、非常に少い

予算ではござりますけれども、逐年こ

れが支出が増加して参りまして、そ

して率におきましては、予算額に對

しましてこれに要する経費が飛躍的に

ふえて参っております。私はここで數字を持つておりませんが、その数字に

つきましては、もし御必要でございま

すれば、これを詳しく調べて、資料であります。

○原政府委員 ちょっと税のこと

足して申し上げます。外國で云々とい

う点でございますが、外國の例とい

つましても、ドイツが一時これと同様なことをやつております。日本の場合度は、商社の場合は輸出額の一%、

メーカーの場合は三%、プラント輸出だけ五%となつておりますが、プラン

ト輸出分のない一%と三%の所得控除をドイツはやつております。一九五一年から五年までやつております。たおそらく、ドイツの輸出が御案内の通り非常に伸びて、マルクが過ぎる

というようなことをいわれるようになります。

○山本委員長 井上委員に申し上げま

すが、今發言がございましたように、いわゆる本体の所在を明らかにする、そのためには、坊政務次官から、ただいま予算においては漸次高まつて、いる御答弁でありますけれども、予算の使い方、その効果はどこにあるのか、今後どうするのかという具體的な井上委員の御質問についての御要望、それは、直ちに通産省の方へ、適当な人の出席を求めるよう手続いたしますから、他の質問が統いてあるものなら、続行していただきたいと思います。

○井上委員 ただいま主税局長のお話の通り、問題はこれによって国際競争に打ち勝とうという、商品競争を市場においてやろうというのではない。いわゆるメーカーの実力を培養する、

そういうことになれば非常にけつこうだ、

そのため、年内に付加価値税、それから

その点をもう少し委員長からおとり

なし願つて、通商局の代表者を呼んで

もらいたい。

○坊政務次官 ただいま井上委員の

おっしゃる通り、輸出所得に対する税

を若干引き下げる

ことだけでは、輸出の飛躍的な増大を期待する

ことはできない

ことは、私も決してこれを否定するものではありません。しか

し、その本体の、今力説せられました科

学技術の振興といったような経費につ

きましては、過去数年来、非常に少い

予算ではござりますけれども、逐年こ

れが支出が増加して参りまして、そ

して率におきましては、予算額に對

しましてこれに要する経費が飛躍的に

ふえて参っております。私はここで數字を持つておりませんが、その数字に

つきましては、もし御必要でございま

すれば、これを詳しく調べて、資料であります。

○原政府委員 ちょっと税のこと

足して申し上げます。外國で云々とい

う点でございますが、外國の例とい

つましても、ドイツが一時これと同様なことをやつております。日本の場合度は、商社の場合は輸出額の一%、

メーカーの場合は三%、プラント輸出だけ五%となつておりますが、プラン

ト輸出分のない一%と三%の所得控除をドイツはやつております。一九五一年から五年までやつております。たおそらく、ドイツの輸出が御案内の通り非常に伸びて、マルクが過ぎる

というようなことをいわれるようになります。

○山本委員長 井上委員に申し上げま

すが、今發言がございましたように、いわゆる本体の所在を明らかにする、そのためには、坊政務次官から、ただいま予算においては漸次高まつて、いる御答弁でありますけれども、予算の使い方、その効果はどこにあるのか、今後どうするのかという具體的な井上委員の御質問についての御要望、それは、直ちに通産省の方へ、適当な人の出席を求めるよう手続いたしますから、他の質問が統いてあるものなら、続行していただきたいと思います。

○井上委員 ただいま主税局長のお話の通り、問題はこれによって国際競争に打ち勝とうという、商品競争を市場においてやろうというのではない。いわゆるメーカーの実力を培養する、

そういうことになれば非常にけつこうだ、

そのため、年内に付加価値税、それから

その点をもう少し委員長からおとり

なし願つて、通商局の代表者を呼んで

もらいたい。

○坊政務次官 ただいま井上委員の

おっしゃる通り、輸出所得に対する税

を若干引き下げる

ことだけでは、輸出の飛躍的な増大を期待する

ことはできない

ことは、私も決してこれを否定するものではありません。しか

し、その本体の、今力説せられました科

学技術の振興といったような経費につ

きましては、過去数年来、非常に少い

予算ではござりますけれども、逐年こ

れが支出が増加して参りまして、そ

して率におきましては、予算額に對

しましてこれに要する経費が飛躍的に

ふえて参っております。私はここで數字を持つておりませんが、その数字に

つきましては、もし御必要でございま

すれば、これを詳しく調べて、資料であります。

○原政府委員 ちょっと税のこと

足して申し上げます。外國で云々とい

う点でございますが、外國の例とい

つましても、ドイツが一時これと同様なことをやつております。日本の場合度は、商社の場合は輸出額の一%、

メーカーの場合は三%、プラント輸出だけ五%となつておりますが、プラン

ト輸出分のない一%と三%の所得控除をドイツはやつております。一九五一年から五年までやつております。たおそらく、ドイツの輸出が御案内の通り非常に伸びて、マルクが過ぎる

というようなことをいわれるようになります。

○山本委員長 井上委員に申し上げま

すが、今發言がございましたように、いわゆる本体の所在を明らかにする、そのためには、坊政務次官から、ただいま予算においては漸次高まつて、いる御答弁でありますけれども、予算の使い方、その効果はどこにあるのか、今後どうするのかという具體的な井上委員の御質問についての御要望、それは、直ちに通産省の方へ、適当な人の出席を求めるよう手続いたしますから、他の質問が統いてあるものなら、続行していただきたいと思います。

○井上委員 ただいま主税局長のお話の通り、問題はこれによって国際競争に打ち勝とうという、商品競争を市場においてやろうというのではない。いわゆるメーカーの実力を培養する、

そういうことになれば非常にけつこうだ、

そのため、年内に付加価値税、それから

その点をもう少し委員長からおとり

なし願つて、通商局の代表者を呼んで

もらいたい。

○坊政務次官 ただいま井上委員の

おっしゃる通り、輸出所得に対する税

を若干引き下げる

ことだけでは、輸出の飛躍的な増大を期待する

ことはできない

ことは、私も決してこれを否定するものではありません。しか

し、その本体の、今力説せられました科

学技術の振興といったような経費につ

きましては、過去数年来、非常に少い

予算ではござりますけれども、逐年こ

れが支出が増加して参りまして、そ

して率におきましては、予算額に對

しましてこれに要する経費が飛躍的に

ふえて参っております。私はここで數字を持つておりませんが、その数字に

つきましては、もし御必要でございま

すれば、これを詳しく調べて、資料であります。

○原政府委員 ちょっと税のこと

足して申し上げます。外國で云々とい

う点でございますが、外國の例とい

つましても、ドイツが一時これと同様なことをやつております。日本の場合度は、商社の場合は輸出額の一%、

メーカーの場合は三%、プラント輸出だけ五%となつておりますが、プラン

ト輸出分のない一%と三%の所得控除をドイツはやつております。一九五一年から五年までやつております。たおそらく、ドイツの輸出が御案内の通り非常に伸びて、マルクが過ぎる

というようなことをいわれるようになります。

○山本委員長 井上委員に申し上げま

すが、今發言がございましたように、いわゆる本体の所在を明らかにする、そのためには、坊政務次官から、ただいま予算においては漸次高まつて、いる御答弁でありますけれども、予算の使い方、その効果はどこにあるのか、今後どうするのかという具體的な井上委員の御質問についての御要望、それは、直ちに通産省の方へ、適当な人の出席を求めるよう手続いたしますから、他の質問が統いてあるものなら、続行していただきたいと思います。

○井上委員 ただいま主税局長のお話の通り、問題はこれによって国際競争に打ち勝とうという、商品競争を市場においてやろうというのではない。いわゆるメーカーの実力を培養する、

そういうことになれば非常にけつこうだ、

そのため、年内に付加価値税、それから

その点をもう少し委員長からおとり

なし願つて、通商局の代表者を呼んで

もらいたい。

○坊政務次官 ただいま井上委員の

おっしゃる通り、輸出所得に対する税

を若干引き下げる

ことだけでは、輸出の飛躍的な増大を期待する

ことはできない

ことは、私も決してこれを否定するものではありません。しか

し、その本体の、今力説せられました科

学技術の振興といったような経費につ

きましては、過去数年来、非常に少い

予算ではござりますけれども、逐年こ

れが支出が増加して参りまして、そ

して率におきましては、予算額に對

しましてこれに要する経費が飛躍的に

ふえて参っております。私はここで數字を持つておりませんが、その数字に

つきましては、もし御必要でございま

すれば、これを詳しく調べて、資料であります。

○原政府委員 ちょっと税のこと

足して申し上げます。外國で云々とい

う点でございますが、外國の例とい

つましても、ドイツが一時これと同様なことをやつております。日本の場合度は、商社の場合は輸出額の一%、

メーカーの場合は三%、プラント輸出だけ五%となつておりますが、プラン

ト輸出分のない一%と三%の所得控除をドイツはやつております。一九五一年から五年までやつております。たおそらく、ドイツの輸出が御案内の通り非常に伸びて、マルクが過ぎる

というようなことをいわれるようになります。

○山本委員長 井上委員に申し上げま

すが、今發言がございましたように、いわゆる本体の所在を明らかにする、そのためには、坊政務次官から、ただいま予算においては漸次高まつて、いる御答弁でありますけれども、予算の使い方、その効果はどこにあるのか、今後どうするのかという具體的な井上委員の御質問についての御要望、それは、直ちに通産省の方へ、適当な人の出席を求めるよう手続いたしますから、他の質問が統いてあるものなら、続行していただきたいと思います。

○井上委員 ただいま主税局長のお話の通り、問題はこれによって国際競争に打ち勝とうという、商品競争を市場においてやろうというのではない。いわゆるメーカーの実力を培養する、

そういうことになれば非常にけつこうだ、

そのため、年内に付加価値税、それから

その点をもう少し委員長からおとり

なし願つて、通商局の代表者を呼んで

もらいたい。

○坊政務次官 ただいま井上委員の

おっしゃる通り、輸出所得に対する税

を若干引き下げる

ことだけでは、輸出の飛躍的な増大を期待する

ことはできない

ことは、私も決してこれを否定するものではありません。しか

し、その本体の、今力説せられました科

学技術の振興といったような経費につ

きましては、過去数年来、非常に少い

予算ではござりますけれども、逐年こ

れが支出が増加して参りまして、そ

して率におきましては、予算額に對

しましてこれに要する経費が飛躍的に

ふえて参っております。私はここで數字を持つておりませんが、その数字に

つきましては、もし御必要でございま

すれば、これを詳しく調べて、資料であります。

○原政府委員 ちょっと税のこと

足して申し上げます。外國で云々とい

べきだと考へてゐる次第であります。

○井上委員 その気持だけはよくわからせん。ですから問題は、やっぱり法律に規定するなり政令で規定するなりしりて、——この減税をいたしますのは、輸出を伸ばしていこうということであ

りますから、それを伸ばすために使つてもいい、その規定は一向差しつかえない。さらにメーカーなり業者は、これだけ窓口が拡大され、利潤がさらにも増大され、蓄積資本になつてくわけありますから、そういうことを使つてもらいたいということを規定することは一向差しつかえない、こう私どもは考へます。ですから、具体的にさような規定を本委員会で入れます場合、政府はどうしますか。

○原政府委員 政府の態度をその場合

どうするかということについては、所管の通産省その他とも十分相談の上、確定的には御返事申し上げたいと思ひます。

ただなお申し上げておきたいのは、この留保をさせるというような行き方につきましては、書く場合に非常にむづかしい。また実態としても、通常の所得も留保されるわけありますから、一体どれが免稅額の留保になるか、通常の所得についてはどうするかというような問題もござりますし、その辺のことも十分御研究願いましてお考え願いたい。それにつきましては、また別途いろいろ私ども研究しました点は、井上委員、あるいは必要があれば委員会でもけつこうでありますから、いろいろ申し上げて参りたいと思います。お話しの点は、関係各省十分御相談いたしました上で、御返事申し上げ

たいと思います。

○井上委員 次に問題は、この措置によつて考ども一番重要な考え方

は、現在の国際市場における日本商品の飛躍的な輸出振興がどの程度高まるかという問題と、それからいま一つ

は、新しい市場をどういう方面に開拓

するかという問題がこれにからんでいくよう思います。しかし、これは通産省でないと、大蔵省ではわかりますまいと思いますから、こ

の問題は通産省が見えましてから質問

をいたすことになつたいと思います。

要は、せつかく百億もの減税を予想するのでありますから、それだけの効果が内外とに現われてくること

を、われわれ国民としては期待するわ

けでありますから、そういうような具

体的な措置がやはり裏づけされること

が保証されないと、この法案の成立が意義をなさないと思ひますから、その

点に対してもう少し御注意を願いたい。

なおこの法案をずっと読んでおりま

すと、まことにややこしくて、われわ

れしろうとににはよくわかりませんが、

これはもう一度事務当局から、この法

案の具体的な説明を地図でも書いても

らうとしてもらわぬと、とても複雑多

岐にして結論を見出すことは容易ならぬ。そこで、そこへ何か大きな紙で表

でも書いてもらつてやつていただき

か、それとも実際は、法律もは全く荒筋

で書かれておりますので、これを具体

的に審議してわれわれがのみ込みます

ところ

がいわれておりますが、確かにそうい

やこしくて、結論をつかむのに容易で

ないと思います。どちらかよくわかる

審議の方法を、政府当局においては御

協力願いたい。

○山本委員長 井上委員に申し上げま

すが、今通商局から杉村通商局長代理

が来ておられますので、先ほどの問題

が来ておられますので、

いうことは、なかなか申し上げにくいと思いますが、私らといたしましては、来年は少くとも三十一億二千万ドル程度、あるいは三十一億をこえる程度はぜひ輸出をしたいものだと考えておることを申し出げまして、御了解願いたいと思います。

○井上委員 ただいま通商局次長の御説明では、従来政府のやつてきておる通商政策に何ら積極的な新しい対策は述べられておりません。問題は、本年二十八億二千万ドルの輸出から、来年は三十億一億ドルに伸びそうということは、全く一つの見込みである、かようなことをするがゆえにこう伸びるのだという、国民に自信を与える具体的の策を打ち出されてないよう伺つたのですが、それでいいですか。

○杉村政府委員 私の説明もまずかつたかと思いますが、この施策によつて輸出が幾ら伸びるというふうな直接的な関連は、なかなかむずかしいと思ひます。しかし、大体最近の輸出傾向その他から見まして、あらゆる努力を政府側も、あるいは民間側も輸出のために集中するならば、先ほど申し上げましたような程度の輸出目標の達成は、そう不可能というほどでもないといふうに考えられる次第でござります。

○井上委員 ですから、言うことがはなはだ抽象的だと申すのです。具体的に、たとえば中近東なら中近東の方面に対する手を打つ、中共にはこういうことをやりたい、それによってこうなるといふことなどなかつたら、はなはだどう

もから宣伝をやっているだけで、意気込みだけはまことにけつこうでありますが、意気込みだけでは、世界相手のことだから、なかなかそうはいかない。世界は全体的に頭打ちになって、不景気になつて、いこうとしているから、そこへもつていて日本の商品を売り込もうというのは、なかなか容易にならぬことであろう。本年度もさらに三億ドルもよけい輸出をしようという場合には、今申したような地域に対し具体的にどうするか、なにかが打ち出されてこなければいかぬのに、そういう点が全然打ち出されていないのじゃないか、そういう点をもつと具体的に打ち出す必要がある。今あなたは、経済協力をやって資本財を輸出すると言うおるけれども、これも、具体的になるのは容易ならぬ問題です。それからメーカーの過当競争をできるだけ規制して、取引秩序を確立するということはけつこうなことだけれども、実際それをどうやって規制するのです。法律を作るのですか。現実にわれわれは海外を回ってきて、日本商社が現地においていかに苛烈な競争をやつておるか、そのためみずから日本商品をどんどん値下げをして、相当値打ちのあるものを、競争の結果安く売るっているということを至るところで見せつけられてきておる。これを通産省は依然としてほつたらかしている。具体的にどう処置するのですが、法律で処分するのですか、外国の土地において行われることだから、これを取り締まるためには、日本から相当通商官が現地に行って張り番しないといかねが、そんなことが一体できますか、なかなかそうはいかぬでしょう。ですか

○ 村井政府委員 ただいま私がお答え申し上げました各種の輸出振興対策は、お話しのように地域別にこれを見ますと、その地域々々に対してそれぞれ適当な施策が重点的に適用される形になるわけでござります。幾つか例をあげて申しますと、アメリカ市場に対しましては、日本側の対策としては特に宣伝あるいは市場調査ということと、それから業者の方におきましては、過当競争の排除というようなことが特に重要なわけでございます。

東南アジアのような地域に対しましては、経済協力態勢を進めるというような方向での技術協力、あるいは輸入の面で向うの主要産物を買って、そのかわりこちらの輸出品を向うが買えるだけの力を持てるような、通商外交上の考慮というようなことが効果的なやり方でありますので、そういうように各地各地について見ますと、それぞれの対策がそれれ色々合ひを異にして適用されることになるわけでございます。

それからお尋ねのありました過当競争排除のための手段でござりますが、これは、すでに輸出入取引法という法律制度がございまして、これによつて、必要な場合は業者が輸出に関する価格や数量の協定をし、あるいはまた輸出組合を作り、組合員の順守すべき事項として、価格や数量の過当競争を排除する協定をする、そういう道も開けて参ります。またアウトサイダーがあつてこれを乱すような場合には、通産大臣からアウトサイダーを規制する命令が出せるようになつておりまして、幾つか実施の例もござります。それで、幾

○井上委員 私もつと具体的に申し上げます。たとえば中近東を私どもずっと回ってみますと、向うでは近代化への建設がどんどん進んでおります。こういうところへは、日本からトラクターとか、あるいは貨物自動車、三輪車、それからセメント、こういうものがどんどんいくのです。だから、それを、もっと積極的に推し進めるには具体的にどうすべきか、それからそれを製造しておる会社に対してもどういう保護政策を講ずるかという具体的な問題、あるいは東南アジアについては、向うから米を買う、反対にこっちからは肥料を輸出するという問題もありましょうし、そういうように具体的に、三億ドルも輸出を伸ばすにはこうやって伸びるんだということがなければならぬ。向うはも倦で輸出振興だ、輸出振興だと言つていたら、三億ドルくらいお祭の太鼓のように伸びていくと思うておるかもしれないが、世界からみんな売り込み競争にきておりますから、なかなか容易ならぬのです。やはりその土地々々、その地方々々、その国々のいろいろな特殊事情や産業経済、文化等の諸般の状況を十分調べられて、それに対して必要な物資を集中的に売り込んでいく、そのためにはやはり国内生産の面でも積極的に援助助長していく、という、輸出中心の一貫的な政策を打ち出されてこなければならぬ。その一貫的な集中的な政策を打ち出されなければ、計画的な輸出は伸びてこないので。今年よくてもまた来年は悪くなってしまいます。そういう一時

○杉村政府委員　お話しのよう、確かに輸出についてはたゆまざる、しかかも総合的な努力が必要なわけでござります。従いまして、まずどういう地域にどういうやり方でどんな品物を売つたらいいかということをつかむのが先決問題でございますが、これらにつきましては、海外市場調査、あるいは広報宣伝というところから始まるわけでございます。そのための組織としまして、海外貿易振興会といふものがございまして、これにいろいろ補助金を交付しております。そういう場合には、結局ほかの国の商品と競争して売り込みが行われるわけで、そこで値段が問題になるわけですが、そのためには、先ほど申しましたように、日本の製品を作りメーカーの経営が合理化されておることが必要でございますが、さらにつけ加えまして、ただいま御審議いただいているような所得の面でも輸出についての優遇が行われるということになれば、輸出意欲もさらに増すわけでござります。そうして輸出する決心をつけた場合には、金融上の配慮も特別に講ぜられておれば、さらに輸出しやすくなるので輸出金融については特別の配慮が行われております。こういうように、輸出につきましてはずっと一貫した施策が、あるいは十分ではないかもしれません、それぞれ講ぜられておるわけでございまして、不十分な点

につきましては、なお完備するように私どもも努力いたします。こういうようない形で輸出を振興することによつて、目下の国際収支の危機を一日も早く切り抜けるようにしたいと考えておる次第でござります。

○井上委員 問題は、あなたの方は輸出の数字の伸び縮み、そういう点について非常に専門的にいろいろ検討されることを中心にしておると思うが、その輸出品を作つておる、あるいはそれを指導助成しております通産省の生産局か何か知りませんが、そういう方面との連絡というものはあまりとられてないですね。それから、あなたはみずから輸出品を作つておる工場を見にいったことがありますか。実事そういう工合に横の連絡、それから下の連絡がまことに抜けている。あなたは口では総合的々々々と言つておられるけれども、行政は総合的に行われていい、セクト主義だ。その点、あまりよそのことには干渉せぬというのが、実際の方面では非常に至るところで大きな障害になつてゐる。だから、自動車を一つ作るにしても、鉄が必要、石炭が必要、油が必要、全部まちまちばらばらだ。だから安くてよいものを作れるとしても、安くてよいものを作れぬようないいろいろな規則があり、いろいろな役所があり、いろいろなものが妨害して、なかなかうまくいかないといふことになつておる。あなたの方みずから輸出振興の旗を振る以上は、みずからいろいろな隘路と、それからいろいろな矛盾を克服して、そして実際にすみやかに振興の度合いが高まっていくような行政組織が推し進められなければならぬ。よその局課については、あまり

くちばしをいれるといろいろうるさい文句を言われるといふうなことから、できるだけよそのことにあまり干渉しないという行き方がどうも強いよう思う。そこらは一体どうです。あなたがほんとうに輸出振興をやろうと、いうのなら、もつとざくばらんにそういうセクタ主義を打ち破り、ほんとうに輸出一本に立て直すということできなかつたら伸びませんぞ。どうですか。

る次第でございまして、将来も決して通商局だけなしに、また一通産省だけなしに、政府全体あるいは業界全体の共同歩調のもとに、輸出振興をさらに積極化していくたいと考えておる次第でございます。

○竹谷委員 井上委員の質問に関連して、通産省に一つお尋ねしたいのです。が、先ほどの答弁の中で、日本の商品の価格の不安定というのが非常に障害になつておると答弁になりました。私もそう思う。もう一つ重要なことは、数量についても不安定である。この二つの問題が、非常に重要な貿易振興上の障害になつているのじゃないかと思うのですが、それに対しても、何らか施策をとっているようなお話がありましたが、どんな施策をとっているか。それをお伺いしたい。

○杉村政府委員 数量につきまして安定しないと、確かに一時に輸出が伸びると、相手国との競争業界に過度の刺激を与えまして、すぐに輸入の反対運動が起るというような例がございますので、輸出振興と申しましても、決して安ければいいとか、あるいは量があえればよいというだけでなしに、やはり価格も数量も安定した形でいくことが必要であるわけでございます。この面につきましては、先ほども御説明いたしましたが、そういう結果に陥るのには、大体日本の業者がお互い同士せり合うとか、あるいは必要以上に値段を上げ、あるいは相手国の関連業者が非常な刺激を受けるほど一時に数量を増す、しかも一つの品目に集中して増すというような場合が多いのでございますから、そういう面につきまして、輸出入取引法とか、あるいは中小企業安

定法とかいうような形で制度がござりますが、そういう制度に乗りまして、業者が行き過ぎのないような形で、協調した形で輸出ができるようになります。現に合板とか、あるいは綿織物というような商品につきましては、この形での安定した輸出をするような努力が続けられておるわけでございます。

○竹谷委員 答弁は全く的がはずれであります。今のあなたの答弁は過当競争に関するもので、私のお尋ねしたいのは、今井上委員からもお話をございましたが、中近東であるとか東南アジアは、それぞれ政府もしくは政府の代行機関、公社のようなものが、年次計画に基いて、五ヵ年計画とか六ヵ年計画とか、そういう開発計画に基いて旺盛な開発が行われておる。それは一定の計画と予算によって行われておる。しそうしてこれらの諸国は、その六、七割が建設資材や新しい開発の資材なんですね。そういうものは、数量も価格も安定をして、コンスタントに日本からあるいはその他の外國から供給を受けなければ、その開発計画に支障を来たさぬけます。しかも買うものは政府の代行機関だ。民間の買う雑貨品や何かは、これらの諸国の輸入数量の少い部分しか占めていない。そういう中近東とか東南アジアに今後日本の輸出を大いに伸ばさなければならぬのだと思う。そうだければ、これらの諸国に対してどのような通商政策でいけば最も安定した輸出の振興ができるかという問題が、早く回答が出来てこなければならぬ。その過当競争というような問題は非常な弊害を起しておる。あなたは輸出振興何とか法というようなことをおっしゃ

いましたが、在外の大公使は非常にこの問題で頭を悩ましておる。通産省や農林省へいっても処置なしといつていい、こういつて大公使が弱つておりますが、私の今質問しているのはその問題じゃない。数量、価格の安定といふのは、今後日本がどんどん輸出を伸ばしていく、そうして東南アジア、中近東の開発に経済、技術の協力をするとさなければならぬ、こう思うので、これに対しても通産省はどう考えるか。ヨーロッパやアメリカの貿易も大事でございましょう。しかし何といって十五億の世界の六、七割を占めるアジアの諸国との今後の日本の経済提携であることは、日本の将来のホープでもある。それに対して根本的な通商政策を打ち立てなければ、今度の百億の減税などではだめなんです。こんな膨大な金をそういう方面に使うべきではないか、こう私は思うのだが、これに対する政府の方策はどうなのか、それを私はお尋ねしたい。過当競争の問題ではありません。

ないという面がございます。そういう銀行を通じまして金融の措置が講じられておるわけでございますが、何分にもこういう面でも諸外国との競争が非常に激しいものでございますから、日本側がいろいろ努力いたしましても、なかなか思うにまかせないという面があるうかと思ひます。政府としましては、できればこういう國の開発について両方で何か話し合ひができる、日本からある一定の条件で経済開発に協力するというような話し合ひができるば、非常にその話も乗りやすいかと思ひます。現にそういう話し合ひができるおるとこもございますが、まだ全体にはそれほどではございません。将来は、できるだけそういうアジア各国の開発と日本の輸出とが結びついた形でいくようになることを望んでおる次第でございます。

がありますので、私が委員長の職務を行います。ただし、この会議では租行を改定する法律案、この二案件について、野党側から修正動議も出され、こういう見込みもあります。いまして、この委員会における質疑はやりません。そこで直接的な関係でございません銀行局長に、すなわち井上良二委員からの質問だけをこれからやります。井上良二君。

にどうかということは、なかなかつかみ得ないのであります。これを出したのは、郵便貯金におきまして限度額の引き上げを行いました。郵便貯金は無税でございます。あれを三十万円にいたしますと、貯蓄組合法の方もやはり権衡をとつて三十万円にする方が適當じゃないか、かような点から出しましたわけであります。

○井上委員　銀行局長さんの今の御説明を伺つておると、全体的に当面わが国の一番重要な課題は、輸出を振興することである、輸出を振興するために、国内産業を近代化しなければならぬ、近代化するためには相当の資本を蓄積しなければならぬ、蓄積するためには貯蓄増強を大いにやらなければいかぬ。こういう建前でございますが、そのこと自身には何も問題はないと思うし、当然のことであります。ところが、政府の最近やつておりますのは、全体的な貯蓄増強の方向と相対立し、相異なり、これを減殺する政策が打ち出されておる、政府は一体これをどうお考えになりますか。たとえて申しますならば、一番多く国民貯蓄を要求します郵便貯金あるいは銀行の普通預金というようなものがどんどん伸びなければなりませんが、それが最近政府のとつております消費者物価の引き上げ

者米価の引き上げが行われる。あるいはどうぞ  
米価の引き上げが行われる。これら主  
な類の引き上げが行われる。これら主  
食の引き上げに伴つて生鮮食料品全体  
が値上がりしてきてる。そこである屋  
も値上げになる。散髪屋も値上げにな  
る、私鉄の運賃もバスも値上げを要求  
してきてる。こういう国民の消費生  
活を取り巻く一切が値上げの状況に置  
かれておるのに、それらを抑止する積  
極的な対策を何ら打ち出さずに、一方  
に貯蓄増強が必要とし、あるいはその  
ために少しでも役立つような政策をと  
ろうとする。これは矛盾もはなはだし  
いじやありませんか。こういうやり方  
をしていて、政府はどうお考えです  
か、大蔵政務次官、どうお考えになつ  
ておりますか。これをいいと思つてい  
るのか。一方でこんな法律を出して、  
片方では値上げをして貯蓄をできぬよ  
うにしてしまう、そういうむちやなや  
り方がありますか。

午前中はこの程度にいたしまして、  
午後は一時半から再開することにいたしました。

○平岡委員長代理 暫時休憩いたします。

午後零時三十三分休憩

午後二時十四分開議

おいてどういう上昇を示しておるか、それを一応お示し願いたいことと、二には、三十万円に限度額を引き上げた場合、政府が予想する預貯金の増率はどのくらいを見込んでおるか、それを明らかにしてもらいたいと思つす。

それからこの二十万円がうまくいってから三十万円にしたのかというお尋ねでございますが、先ほど御答弁申し上げましたように、実はこの措置による増加分が幾らということは、的確につかむことはむずかしいのであります  
が、しかしこれをやつたためにある程度効果があつたであろうということは  
考えられるところであります。数字的

をめぐりまして、なかなか容易ならぬ実情になってきておるということであります。現実に貯蓄をしようとしましても、生活に追われてなかなか貯蓄はできない。しかしその生活を圧迫するいろいろな事柄があとからあとから押し寄せてくるというこの事態を、「一体政府はどう考えておりますか。たとえ鉄道運賃の値上げが行われる、消費

しまして、あるしたに目撃道貫にしてたし  
ましても、上げました幅というものは  
きわめて少いものでございまして、わ  
れわれの生活で十分吸収し得るという  
ことを考へて上げたのでありますて、  
これを別々に考えますと、そういう性  
質を持つておるかと思いますけれど  
も、全体の経済の総合性、あるいは財  
政の総合性ということから考へてみま



をいつものがたがたゆすぶり倒して、少しも安定的な上に立つていられないといふことをわれわれは非常に遺憾に存じます。そんなことで、春の間は窓口をどんどん広げてやれ、もう夏になつたら窓口を広げることは相ならぬ、窓口を広げると金も貸さぬ、こういうよくなりをやられたのでは、実際どうにもこうにもならぬ。しかもあなたが、銀行経営に対しきびしい警告を発しているのですが、これは一体どういうことからきたのですか、このままでおいておけば、金融界は危ないと見たのですか。

はございませんで、大体あんなところ  
で落ちつくなはないかということころ  
で、関係の各省が数字を突き合せてお  
きめになつたのと承知しております。  
**○酒井政府委員** あなたのお出しになりま  
した銀行資産構成の改善を目的とする  
通達は、これは一片の警告通達にすぎ  
ないのであって、相手方の銀行がこれ  
を守らうと守るまいと、それは御勝手  
手、こういうのですか。それとも、も  
しこの通達を良心的に受け入れずに、  
また警告を聞かずに、依然としてオーバー  
バーコードを繋げ、資産構成を不健全  
全な方向に運営しておる銀行に対しても  
は、今後日本銀行からの融資も相当手  
心を加えるといつたくらいの腹を持つ  
ておやりになつたのですか、どうです  
か。

ましても、現在の状態を一挙に改善して、あそこにありますように八〇%くらいにしますといいましても、もしそれをやらせますと、経済界に非常な混乱が起きることも考えられます。その辺は、実情に適したようにも徐々にやっていきたい、かううに考えております。  
○井上委員 惹にこの通達の中で、今お話しのオーバー・ローンの問題は、徐々に解消を願うよう協力を願わなければならぬと思いますが、特にこのうちで私ども問題にしなければなりませんのは、両建、歩積みの問題です。これは、この委員会でも先般来たびたび問題になつておる問題です”ところが今度またこれがあなたの方の通達となつて現われておるので。これはいつになつたら解消できましようか。両建、歩積みの問題で、融資を受ける者は非常な迷惑をしておる。これはたびたびこの委員会で問題になつておつて、少しもそれが改まつておらぬ。その証拠には、本日再びこの通達が出されておる。一體銀行検査官は何をしておるので、改まなければ、一ぺん大蔵委員会から検査に行きましょか。あなたの方の検査官ではちつとも改善された何がない、一體どうしているのでです。

で、各府県ごとに金融機関の懇談会を設けさせまして、そこでいろいろな事例が若干発見されますが、それに対しては厳重に警告を発しております。○井上委員 その警告を発して改善がされておりますのか、それからいま一つは、集中融資の問題です、集中融資というのも、この委員会では相当問題になっております。中小企業の金融等について非常にやかましい問題がありまして、市中銀行等が主として集中融資をやっておるということから、たびたびこの委員会でも政府に注意を喚起しておる、それが少しも改まらぬ、本日再びこの通達になつて現われれている。これは一体どうしたことですか。

○酒井政府委員 集中融資の件でございますが、これは通牒にも書きましたように、銀行経営の立場からいいましても、大きなものに集中して融資することは経理上安全でないという面もございますし、なるべくそれは直していただきたいと考えております。従つて、そういう通牒になつたわけでございまます。これも、こういう時代に一擧に強制力を用いて、これはいかぬというようなことを言いますと、やはり経済界に相当混乱を来たしますので、そういうことで、徐々にやはりそういう精神でやつてもらいたいということを申し上げておるわけでございます。

○井上委員 一方はですね、市中銀行は公益性を持っておるといえども、営利事業ですね。営利事業に対するは、相当の公益性的な規制を加えていただ

かぬとなかなか目的が達せられないの  
じやありませんか。ましてただいま問  
題にしております両建、歩積みの問題  
等は、現に担保をとつたり保証人を入  
れて、この人なら融資してもいいとい  
うことで融資をしておるのでしよう。  
その上に両建をやらせたり歩積みをや  
らせたりすることはもつてのほかです  
よ、そんなことは違法ですよ。その違  
法を、自肅願いたいというお上品な言  
葉で、あなたはどう思いますか。それ  
は不確実な、担保もない、保証人も、  
銀行が信用するだけの保証人もない。  
しかし火のつくような金融の申し込み  
であるから、この人に對しては特別に  
融資をしなければならぬ、そういう場  
合の特別な緊急やむを得ない事態に即  
応して、歩積みやあるいは両建をやる  
なら、それはわれわれもその事態につ  
いて、そこまでやぶさかではあります  
ん。しかし少くとも私どもの調べによ  
りますと、ほとんど銀行が信用のでき  
る保証人もいるし、そしてそれに相当  
する担保をとつてでなければ、融資も  
認められません。その上にこういうこ  
とをされたのでは、たまたまもんじゃ  
ない、借りた金が用をなさないと、いう  
実情になつてしまふのです。せつかく  
政府が融資をし、いろいろ手厚い伺を  
しておるのにだね、そんなことをされ  
てはたまたまんじゃありませんよ。  
それをあなたの方の通達で、自肅を願  
いたい、御協力を願いたいということ  
ぐらいのこと改まりますか。これは  
もう弱い者いじめだね。金融業務に対  
してもつと強い行政力を發揮しなけれ  
ばいかぬじやありませんか。

ましくないといいますか、ずいぶんい  
けないやり方でありますと、これは從  
来もしばしば警告を發し、また検査の  
都度発見して、きびしく注意をいたし  
ております。ただ現実に、それがだい  
ぶ改善はしてきたようでありますけれ  
ども、しかしまだ残つておるところも  
あるようでございますから、これは、  
當時金融機関としては、そういうこと  
はいけないのだということを頭に入れ  
て自粛せい、もちろん検査等におきま  
して発見した場合には、きわめて強硬  
に、その不当なることを、こちらとし  
ては検査の結果示達書において要求い  
たしております。

○井上委員 らよつと申し上げておき  
ますが、あなた方が御交際されており  
ますいわゆる都市の有力銀行では、こ  
れら両建とか歩積みとかは、そう問題  
はありますまい。また地方の有名銀行  
についても、そんなことはあまりない  
番よう心配するのは、それら都市銀行  
も相手にされぬ、地方の有力銀行にも  
相手にされぬ相互銀行、あるいは  
信用金庫といいますか、そういう  
機関は、この制度が非常に多い。たま  
にというわけではないのです、片つ端  
から、軒なみですよ。ほとんど全部で  
す。従つて、これは非常にやかましい  
問題になつてゐる。だから、この点に  
対してももう少し厳重な手入れを願い  
たい。もしさよな不當な貸付をやつ  
ておける金融機関がある場合には、政府  
の方で融資をとめるとか、何とか間接  
的な制裁を加える措置を講じなければ、  
もうあなたの方の銀行行政にまかし  
ておけ得なくなりますから、そうなれ

ば、当然その特殊銀行に關係する法律  
を改正しなければならぬ。改正して防  
ぐよりしようがなくなる。どうです  
か、そういうことでもわれわれは考  
え改善はしてきたようでありますけれ  
ども、しかしまだ残つておるところも  
あるようでございますから、これは、  
當時金融機関としては、そういうこと  
はいけないのだということを頭に入れ  
て自粛せい、もちろん検査等におきま  
して発見した場合には、きわめて強硬  
に、その不当なることを、こちらとし  
ては検査の結果示達書において要求い  
たしております。

○酒井政府委員 これは、検査をやり  
ますますつと発見しております。それは事  
実でございますので、厳重に注意はい  
たしておりますが、ただ両建の中には、  
なかなかむずかしいものがござい  
まして、貸し出しをしますと、銀行が  
要求するのではありませんけれども、  
今すぐ金が戻らぬから、ある程度金融  
機関に預金をしておこうと、むしろ借  
り手の方の発意のものもござります。  
しかし、それでもほどほどございま  
いまして、あまり大きな額を歩積みと  
か両建とかという格好でとるというこ  
とは、これは公共機関としての金融機  
関の自覚が足らぬということござい  
ますから、これはもちろん厳重に注意  
しなくちやいかぬと思います。

○春日委員 なほ、法的規制を加えるかどうかで  
ございますが、これはやはり金融人が  
庶民を対象にしておる特殊銀行、金融  
機関は、この制度が非常に多い。たま  
にというわけではないのです、片つ端  
から、軒なみですよ。ほとんど全部で  
す。従つて、これは非常にやかましい  
問題になつてゐる。だから、この点に  
対してももう少し厳重な手入れを願い  
たい。もしさよな不當な貸付をやつ  
ておける金融機関がある場合には、政府  
の方で融資をとめるとか、何とか間接  
的な制裁を加える措置を講じなければ、  
もうあなたの方の銀行行政にまかし  
ておけ得なくなりますから、そうなれ

で一千円をこえることはいけないと  
いう通達が出されておると承知してお  
りますが、そこでお伺いたしたいこ  
とは、中小企業金融公庫から代理貸し  
をする分、これは限度内に入るのか、  
あるいはその限度の外に認められてお  
るのか、この点を明らかにしていただき  
たい。

○酒井政府委員 一応現在の建前とい  
たしましては、限度外と申しますか、  
一千円の限度がありますけれども、  
代理の分は別に見てよろしいというこ  
とになつておるのです。しかしこれ  
は、実際どういう基準で運用するかと  
いうことは、中小企業公庫にまかして  
おるのです。そちらの方で、その限度

内の方がいいということあります  
ば、そうしてもほどほどございま  
ん。しかしわれわれから出しました通  
達では、限度外といいますか、一千萬  
円をこえてもよろしいという建前に  
なつております。

○春日委員 それは、ちょっと実情と  
は違うのではないかと思ひます。われ  
われが現実にいろいろ陳情を受けたと  
ころによりますと、現在では、やはり  
少い資金量をもつて多くに均霑せしめ  
るという考え方から、一千萬円の限度  
内に入れられておる、こういう工合に  
聞いておりますが、御答弁は間違ひあ  
りませんか。

それからもう一つは、中小企業金融  
公庫といふものは、一般銀行を指導す  
るとかなんとかする権限といふものを  
持つておらないと思ひます。従いまし  
て、その限度内にきめるかきめないか

だけは示しますが、それをこえない以  
内でどうするかということは、公庫の  
総裁がお考へになることだと思いま  
す。

○酒井政府委員 私どもが向うに申し  
上げているのは、一応の基準でござ  
りますが、その範囲内におきましてどう  
するかということは、一切公庫にまか  
せております。要するにこちらの方針

で一千円をこえることはいけないと  
いう通達が出されておると承知してお  
りますが、そこでお伺いたしたいこ  
とは、中小企業金融公庫から代理貸し  
をする分、これは限度内に入るのか、  
あるいはその限度の外に認められてお  
るのか、この点を明らかにしていただき  
たい。

○酒井政府委員 ただいまの私の答弁  
がはなはだわかりにくかったと思いま  
すが、信用金庫及び相互銀行に対して  
は一千円の限度があるが、中小公庫

から代理貸しの場合には、それをこ  
えてもやむを得ないということになつ  
ております。

○春日委員 それから、中小公庫の方には、やは  
り限度一千円ということにいたして  
おります。従いまして、今の通達でい  
きますれば、両方合せて一千円これ  
でも差しつかえはないでござります  
が、ただ、先生がただいま仰せられま  
したように、中小企業金融公庫として  
通達を出しておられるけれども、信用金庫

が、その実際の運営は、中小企業金融  
公庫の実際的な運営にゆだねておる  
ということになる。そうすると、その通  
達は、中小企業金融公庫が同意する場  
合だけその効力を奏するという形にな  
るのでありますか、いかがであります  
か。

○酒井政府委員 どうも私の説明が下  
手で、まことに申しわけございません  
が、信用金庫と相互銀行に対しまして  
は、限度が一千円ということになつ  
ておられるけれども、中小公庫からの代理  
貸しを受ける場合には、その一千円  
のワクをこえても差しつかえない、こ  
ういうことになつております。中小公  
庫に対しましては、別に指示をするわ  
けではございません。公庫の総裁にお  
まかせしているわけであります。その  
際に公庫の方で、やはり自分のところ  
の金は小口の金にして、できるだけ多  
くの人に貸したいとということござい  
ますので、現在まで、信用金庫、相互

銀行からの貸し出しと合せて一千万円にならないような額の貸し出しをやつしていく、こういう御方針で中小企業公庫は今日までておるわけでございま

○春日委員 そういたしますと、これは僕の判断が間違つておるかどうか知りませんが、中小企業金融公庫の資金源といふものは、これはことごとく財政投融資でありますから、国家資金なんですよ。金融行政は本来これは大蔵省一本でやるべきものなんです。その資金源が、これは一般預金によらざるところの国家資金であるんだから、いわんやその運営は、全的責任が大蔵省にあるわけなんです。指導行政は一本であるべきなんですよ。今の御答弁によると、そういうような通達を出しておいて、その通達に反するような実際の運営が行われるわけなんです。それは、中小企業金融公庫總裁によつて、その通達に反するような、あるいはそれが現実に異なる執行がなされておるわけなんです。そうすると、公庫の總裁の行政指導というのも、これは認めておるのですか。認めておるとしておるならば、銀行法の中では、大蔵省がその行政指導を通じてそれぞれの勧告を行なつたり、通達を出すことが認められておるんだが、公庫法の中においては、そういうようなことは条文の中にありません。一体いかなる根拠によつて大蔵省の銀行局長の通達と相異なる執行を公庫總裁にゆだねておるのか、その法的根拠をお伺いいたします。

て、あまりに政府が干渉することをしていないで、まあ細部にわたるものにつきましてはおまかせをするというのが、大体の方針でございました。中小企業金融公庫におきましたも、融資基準というものを公庫でお作りになりまして、それでやつておられます。今申し上げましたのは代理貸しの問題でござりますが、直接貸し方は、これは、やはり公庫としては一千万円でやつております。代理貸しがあります場合に、それについて限度を設けておる、そういうことであります。

した場合は、相互銀行なりあるいは信用金庫なりが一銭も貸すことはできぬ、貸してはならぬという結果になつておる。一般銀行業務が公庫の総裁によってそういう制限、規制を受けるということがあり得るかといふのだ。あり得るならば、その法律の根拠はどの法律の何条にあるか、これを私は聞いておる。

○酒井政府委員 この点につきましては、別に公庫の総裁が一般貸し出しを規制するということではないのでございまして、結果においてそういうことになるかもしれませんけれども、貸し出しを審査いたします場合に、一般的にいわれておりますところは一千円以下、あるいは使用人三百人以下、これが中小企業だ、そういうわけでやつておるのであります。

○春日委員 僕は、非常に熱心に局長の職責を勉強中のあなたに、これ以上申し上げよとは思ひませんが、坊政務次官は、この質疑応答を開いていかに考えておられますか。たとえば銀行局の通達と、それからこの公庫の実際運営を通じての結果とが相異なる事態が、現実に予測されるわけなんですね。そういう事柄が許されていいかどうか、これは現実の問題といたしまして重要な問題だと思う。たとえば自己資金を信用金庫なり相互銀行が一千万円までは貸し得るという、貸してよろしくは、こういうことで通達が出ておるにかかるわらず、その代理貸しを行う場合は別だという結果になるわけなんですね。しかも、その結果になるといふことは、大蔵省も金融公庫も同じ理解の上でそういう執行がなされるならば、お互いの觀点の相違であつて論議の余

地はない。けれども大蔵省自体は、この金額の外にはみ出てもよろしい、こういう解釈で通達を出しておいて、そして公庫がそれと相対する、はみ出してはいけないという、そういう執行をやっておる。こういう事態をそのままほうつておいていいと思うか。そういうことを、政府機関はいかにお考えになりますか。意見の調整、それから現実の執行の面を通じて何とか意見を統一して、そういう相対する、矛盾するような点を一つのものにまとめるような必要はないと考えられるか、坊政務次官、いかがでありますか。

辺の真相をわきまえていない。私の言ふことは、そういうことではないのですよ。相互銀行や信用金庫が自分の資金をもって貸し出しを行なう場合一千円までは同一人格を対象として授信行為を行うことができるのです。そこで新しく今度公庫の金を代理貸しを行なう場合は、大蔵省は、一千万円の限度額をはみ出して貸付を行なつてもいい、こういう通達を出しておる、こういう理解の上に立つて監督をしておる。ところが公庫の総裁は、そういう政府の見解と相反した執行をやつてしまふ。どういうことかといふと、代理貸付をやつてもらうその貸付を、一千万円の限度内でなければならぬという熱行をやつておる。だとすると、極端な例を言うならば、公庫の金の一千万円の代理貸しをなさんとする場合は、自己資本独目の貸付を一錢もすることあたはず、こういう結果になつてくるとたわづ、いうのです。いいですか、そこは非常に矛盾があるということ。それから大蔵省の方針と相反するような運営を公庫に許しておいて、ここに何ら支障を感じないか、こういうことなんですね。たとえば国民も、それからそれの相互銀行も、信用金庫も、大蔵省から了解を得ておることと、公庫がそれぞれ行なへうことと相異なるということであつては、一体いざれを信じ、いざれを目標にして事務を運営していくつよいのか、これはわからぬじやないか。だから、わからぬとするならば、これをわかるようにしてやる必要はないと言ふ君はお考えになるか、この調整を行なう必要ありとお考えになるかどうか、この点を政務次官にお伺いしたいのであります。

○酒井政府委員 私の説明も下手で、なかなか御了解を得ないのであります。が、例をもつて申し上げますと、通達の方は、信用金庫と相互銀行に出ております。そこで相互銀行、信用金庫あたりが、すでに公庫から一千万円借りている企業にさらに一千万円出す、これは差しつかえないわけであります。ところが中小公庫の方は、代理貸しの場合には、まず一千万で限って、広く金融をした方がいいというお考えで、もし相互銀行、信用金庫の貸し出しを受けているものがあれば、それを含めて一千万円にした方がいいんじゃないか、こういうことを融資基準でおきめになつております。これは公庫内部の基準でございますが、先般来春日先生からそういう話がございましたので、実は中小公庫の方には何べんもお詫びして、意思の統一をはかつておるようなわけであります。

いう工合に派生してくるかといふと、やっぱり債権確保の道を講ずるとかいろいろなことで、公庫の代理貸しをやつた貸し出し分に対しても今、井上委員が指摘されたような歩積みや両建が行われてくる。もつてのはかなんですかそれはあなた、今頭を振つておるけれども、実情を御存じない。先般の委員会において、東京、大阪、名古屋等の中企業地帯において、信用金庫相互銀行の 자체が代理貸しを行なつた、その代理貸しの中ににおいて、歩積み、もしくは両建に頼するような取扱いを金融機関においてなされているものの実態調査を行なう、こうすることになつて、だから、これは調べてみればすぐわかる。そういうような影響を持つてくると困る。これは政策金融機関として、またその資金も純然たる国家の財政資金、政策資金なんだから、従つて相互銀行や信用金庫がみずから商業ベースで貸し付けておりまする、また貸し付けの制限を受けておる限度額の外にこれを置くべしという大蔵省の理論は、明らかに私は正しいと思う。だから、そういうようなやり方にこの公庫の取扱いを指導して、是正せしめるの必要があるが私はあると思う。少くとも大蔵省は正しいと判断し、いすれの指令に従うべきでありますか、現実の問題として困るであります。一体国民は、いいも、それから政府の指導方針も同一のものでなければならぬ。相異なるものが同一の事態において行われるとい

うことは許されではならぬ。幾ら政務次官、名前が坊だからといって、ぼうっとしておって、こんな事態を見たのが悪いことは、おつてもらつてはいかぬと考えますから……。(政務次官はぼうっとしてはおらぬぞ、取り消せ)と呼ぶ者あり)この問題は、慎重に御検討いただきますとして、明日あるいは明後日の本委員会において、公庫との間に調整された意見、それから今後の取扱い方針、これを一つあらためて銀行局長から御答弁を伺いたいと思います。

それからもう一つお願ひをしておくのですが、日本不動産銀行がたしかこの九月一日からその業務を開始したよう聞いております。数カ月経過いたしましたその運営が、どういう工合に行われておるのであるか、現状はいかがであるか、これは一つ金融情勢全般の問題として、特殊の性格を持つておりまするこの金融機関の実情を知りたいと考えますので、一つ委員長において、明日もしくは明後日の委員会にこの日本不動産銀行の責任者を本委員会にお呼び願いまして、われわれの知らんとするところを述べてもらおうよにお取り計らいを願いたい、このことをお願い申し上げたいと思います。

○有馬(輝)委員 有馬君。

○平岡委員長代理 春日君の要望通り取り計らいます。

〔理事会々々々と呼ぶ者あり〕

しておきました余剩農産物の問題についてお話を伺いました。政務次官の方からお話をいただきたいと思うのですが、岸総理が帰られて、この問題については大蔵省に引き継がれました。そこで、岸総理がお話をいただいておられるところを、農林等関係各省においていろいろ御討論をおいただいておることを知つております。問題は、現在円資金の使い方、それからそのワクをどの程度にするかというようなことで、相当交渉が暗黙裡に行なわれておるというふうに聞いておりますが、現在までの交渉の経過、それから今後の見通し、そういうつた点についてお話をいただきたいと存じます。それからそのワクをどの程度にするかというようなことで、相当交渉が暗黙裡に行なわれておるというふうに聞いておりますが、現在までの交渉の経過、それから今後の見通し、そういうつた点についてお話をいただきたいと存じます。

れ以上の場合はどうだとかいうようことがあります、折衝中でござりますから、そういういわば仮定のことにつきまして、決定的なことを申し上げる段階ないと思います。

○有馬（輝）委員 それで今問題にきましては、その折衝が暗礁に乗り上げておるのは、日本側の考え方と、もうの六五%以下ということとの考え方の相違が暗礁に乗り上げておるのにあって、問題は、大蔵省としてその態度をあくまで堅持されるのかどうか、ここをお伺いしておるわけなんですが、あって、問題は、あなた方がその線堅持されれば、これはどうせ見送りしなければならない、第三次と同じく見え通しとしては、あなた方がその線しょうし、八〇%を下回つてもいいだ。第二次のときみたいに、七五%からいいでいいのだということになれば、話はまとまるわけです。そこ辺についての大蔵省としての考え方をお伺いしたい、こういうことでござります。

○坊政府委員 繰り返して申すようですが、この交渉はなかなかなつかしい段階になつておると思いたいです。そこで、八〇%を割るというよくなな場合は、これをどうするというようなことは、有馬委員の御質問ではございませんが、この交渉はなかなかなづかれども、ここで言明いたすわれには参らない段階だと思います。御了承願いたいと思います。

○有馬（輝）委員 その問題につきましては、また日をあらためまして、経済企画庁長官その他と一緒にお伺いをして、基本線についてはきのう春日委員からも、金融引き締めの問題につきまして大まかな質問がなされまして、基本線については

明らかになつたわけでございますが、ただ大蔵大臣の答弁の中で、でこぼこを調整するのだとかなんだとか、非常に抽象的な答弁がございましたので、私銀行局長から、その具体的な問題についてお伺いをいたしたいと存じます。大まかな点については、聞くほど勉強いたしておりますんで、きめのこまかいことだけお伺いをいたしたいと思うのであります。

問題は、まず第一点として、やはり神武景気といわれたもの、その中での発展の不均等性というか、そういったものを見のがして、一律に手を打つていつても、私はその効果が現われないどころか、むしろブレーク自体がこれてしまうというような事態を引き起しておるのではないか、そういうふうに考えるわけであります。たとえば経済企画庁で出しました法人企業統計を見ましても、三十年の上期に対しても、大企業の営業利益金は五六・七%もふえておりますけれども、中小企業の場合には三・三%しかない。その中小企業も、売上高は増加しておるけれども、結局利益率はさほど上ってない、こういう事態を現出しておりますが、今後も引き締め政策を堅持していくとしても、部門別に検討される考え方はないのかどうか、この点についてお伺いをいたしたいと思います。

○酒井政府委員 これは、何べんも大蔵大臣から御説明がありましたが、引き締め政策自体につきましては、当分堅持していくかなくちゃならない経済情勢だと思います。ただその中で、今お話をありましたように、できるだけバランスのとれた経済に持つて、経済成長率が相当高い、これを明瞭化するというような経済に持つておきまして、やはり完全に自力で合におきまして、やはり完全に自力で均衡化するというような経済に持つておきまして、そういう点もあります。たまたまの中企業と一般法人の問題でござりますが、そういう点もありますが、中小企業に相当しわ寄せがくるのじゃないかという意味で、総合対策を出しました際にも、一般の投融资は削る、相当削るけれども、中小企業金融についてはかなりの額を増額して、その寄せがきて困難しないように、要するに中小企業であっても、非常にまじめに合理的に経営されて、なかなか成績が上らぬというものにつきましては、金融その他で十分手を打つていただきたいと思います。ただし最近までの倒産その他を見ますと、これは、今年度の金融引き締めというよりも、昨年あたりからいろいろな物価の関係、それから過剰生産の関係、そういうふうなもので倒れたものがかなりあります。そこまでは捨えないというのが実情でございます。

○有馬(輝)委員 抽象的にはそうおっしゃるでのすけれども、果して私はその通りできるかどうかという点について疑問を持つわけなんです。たとえばことしの初め、通産省が設備投資について部門別に配分率を考えた。それによると、いわゆる臨路部門、といふか、電力、石炭、鉄鋼、産業機械、そばことしの初め、通産省が設備投資については、五六年%増加するのじゃないか、また新規産業部門で、石油化学と

か、合成樹脂とか、有機化成、チタン製練、こういったところでは、三十二年度に八〇%ふえたものが、ことには九・二%をえるのじゃないか、こういう工合に見えておるわけなんです。しかもその八〇%というものは、去年から続してやられるものだ。これについて、今おっしゃるよう、非常にたやすく、いろいろな形で抑制していくのだ、見通しはわれわれの考え方通りにいくのだ、という工合におっしゃるけれども、それは果してできるのですか。

つやりくりして考えていくことがありますから、私は、それでこれがからの長期の見通しとして、そういう部門間のバランスをとることはできる、というふうに確信いたしております。  
○有馬(禪)委員 次にお伺いしますけれども、問題は、バランスのとれた経済の発展ということの中で忘れられてはならないのは、やはり貨幣賃金率の上昇ということだろうと思うのです。その点で、労働生産性が非常に高まっていますけれども、貨幣賃金率といふものはちっとも高まっていない。抽象的に過ぎるかもわかりませんので、勤労所得との関連で申し上げますが、勤労所得は三十一年度が一・三%伸びておりますが、たとえば法人所得といふようなものは二九・五%伸びております。問題は、この貨幣賃金率といふものを考慮に入れていかないと、結局消費部面が縮小してくるという結果をおきてくるのではないか、この点についてのお考えをお伺いしたいと思います。

が向上するということによつて、経済の規模が大きくなるのであります。それがあまり差がひどいということはいかがかと思ひますけれども、賃金が一緒でなくちやならぬとか、あるいは賃金が越えるということになりますと、そこにやはりインフレの問題が出てくるのじゃないか、かように私自身は考へておるのでござります。これは、銀行局長としてこういう席で申し上げるには不適当な答弁かと思ひますが、お許し願いたいと思います。

○有馬(鶴)委員 昭和二十六年に比べまして、今おっしゃいましたけれども労働生産性といふものは七〇何%も伸びておるのであります。ところが貨幣賃金の方は、一向にそれに付随した形で上っていないのでして、今おっしゃったように、インフレーションとかなんとかおっしゃるけれども、そういう状態にならないのです。しかしこの問題は、あまりぎやぎや言つておつてもしようがないと考へますから、次にお伺いしますが、昭和二十八年から二十九年にかけて行われたデフレ政策の措置といいますか、そういうものは、当時世界経済というものが、御承知のように伸びる方向にあつた。その場合にはある程度効果をおさめたと思うのでありますか、私は今度の場合は、相当違つておるじやないか、こう見ておるわけなんです。たとえば西欧諸国、特にイギリスとかフランスあたりでは金ドル準備が減少しておる。こういった状況、他の方面からも頭打ちの状況になつておる。こういった状況の中で、またアメリカでは、やはり設備投資をだらうというような考え方では、私

問題があろうと思うのですが、そこら辺について、現実の国際経済の見通しの中で、今度とられた措置というものがどういう意味を持つておるか。昭和二十八年から九年にかけてとられた措置との関連の中で、その見通しについてお伺いをいたしたいと思うのであります。

○酒井政府委員 二十八年當時に比べまして違いますのは、二十八年当时は、今よりも各企業の、何といいますか、自己資本といつてよろしいですか。企業の力自身が現在より相当弱かつたのであります。現在は、あのデフレ政策以来、各企業とも自己の力をつけることによると、相當努力いたしました結果、かなり耐久力があるようになつたと思います。それと同時に、今御指摘のありましたように、あの当時海外の方は、非常に大きく伸びてきました、そこに日本のデフレ政策と申しますが、あれがぶつかつたものですか。から、海外に貿易が伸びてきました。それ以来急速に回復してきたというのが実情だらうと思います。ただ今度の場合には、御指摘のように、世界各国が二十八年程度のよくな貿易の拡大を示しておりません。それだけに、日本がこれから輸出を大きくして経済を回復し、さらに発展するためには、もつともっと輸出努力が要るのぢやないか。そのためには、国内需要がふくれて海外に出にくくなるということは、どうしても避けなくちゃならぬ。こういう意味におきまして、今日の引き締め政策をおお引き続いて真剣にやっていかなければ、これから貿易増大というものはむずかしいのぢやないか。従つて、そういう面で自分の間努力すれば、お

そらく回復してくるのじゃないか、その努力の過程はなかなか楽しやないといふことは、ごもつともであります。が、大体そういうことではないでいはば、日本経済も回復するのじゃなかるうか、私はこう考えております。

○有馬(調)委員 けさほど井上委員から通産省の方に、輸出の伸長に対しても、どのような手を打とうとするのかといふような質問があつたのに対しまして、私は明確なとこりか、納得させられたけれども、その点についても、私はああそうですかという形で、納得いくだけのものを感じとれないのであります。今銀行局長から御答弁がありましたが、それは度再び御質問の方から、いま一度私が質問したことに対する関連しての御答弁をいただきたいと思います。——それでは再度御質問いたしますが、昭和二十八年から九年にかけて同じようなデフレ政策がとられましたが、そのときには、世界経済が上向きの情勢にあつたから、一応の効果をおさめたけれども、その後の情勢と現在では各国の事情も違う。その中で輸出の振興と増強といふようなことを大蔵大臣も財政演説の中でも述べておられますけれどもそういうふた安易な考え方が果して通るものかどうか、この点をお伺いいたしておるわけであります。

充せられまして、設備にいたしまして、も、何にいたしましても、日本経済といふものは非常に発展して参つております。ところが設備投資その他のものを少しやり過ぎまして、一時的な障害と申しますが、一時的に国際収支等の関連におきまして、非常に行き詰まつて参つたということございまして、それを今度の引き締め政策、総合政策によつて回復するということございまますから、この総合政策が効果を奏して、日本の経済が安定するということになりますれば、二十八年、九年のあとのデフレ政策のときと、今度の場合の総合政策をとつた場合とは相当性質上、の違いがあらうと私は思います。

○有馬(輝)委員 それでは、次に銀行勘定の推移でありますと、昭和三十年度と三十一年度の状況は、御承知のようにがらりとその様相を変えておりまして、きわめて対照的な状況を示しておりますことは御承知の通りであります。三十一年度には、実質預金の増加額が五千六百五十五億円、貸し出し増加額が三千三百八十八億円ということで、実質預金では二千三百三十六億円の余裕、大体日銀の借り入れについても、二千一百八十五億円も返済するというような状況であります。ところが昨年度は、実質預金の増加が八千二百六億円で、貸し出しが一兆四百三十七億円増加で、結果実質預金の不足は二千二百三十一億、そして一昨年とは逆に、銀行の日銀借り入れが二千三百八億円もふえておるような、きわめて対照的な状況を示しております。問題は、昭和三十一年度はこれがどのような様相を呈するか、これをはつきりとした見

通しを持っておらなければ、皆さんどもが、功を奏するかどうかわめて疑問とせざるを得ません。いろいろな点で、見直しその他について誤まりばかりやっておられる大蔵省なんだけれども、こち辺について、本年度はどういう工合になつていくのか、この口を通しについて、上半期の情勢から推察されたところをお聞かせいただきたいと思います。

うか、私どもはそんなふうに見ておりません。  
○有馬(瀬)委員 次にお伺いいたしま  
すが、長期貸し出しの金利についてい  
ては、どういった考え方で臨んでおら  
れるのか、この点をお伺いしたいと思  
います。  
○酒井政府委員 長期資金につきま  
ず、こういう金融情勢で需給のバラ  
ンスがとれおりませんので、一応専  
門引き上げるということになつております。  
○有馬(瀬)委員 先月の半ばですか、  
日銀では全国の支店長会議を開かれ  
て、いろいろ意見を聞いておられるよ  
うであります。それからまた通産省で  
も、通産局長会議ですか、そういうた  
めのを開いて、いろいろ中だるみ論と  
かなんとかいうものに対する考え方を  
検討しておられるようでございます。  
問題は、その投資意欲というものが現  
在どのようになつておるか、この点に  
ついて、私は支店長会議なり何なりで  
論議せられた結論を見ましても、皆様  
方がどういう把握をしておられるの  
か、この点についてはつきりとしたも  
のが知り得ないわけなんであります。  
この際、その点について銀行局長とし  
ての考え方を伺うと同時に、問題は、  
投資意欲というものがある程度抑えら  
れないで、やはり国際収支については  
逆調を来たす要因を失わないわけであ  
りますし、そうちかといって、それを無  
理に抑制するというようなことになる  
と、輸入原材料を初めとする値上がりに  
なって、インフレーションの発生その  
他を惹起してくるわけでありますから、  
この矛盾するものについて、相当きめ  
のこまかい措置を講じないと、私は所

期の成績は上げ得られないと思うのですが、そこら辺についてのお考えをお伺いいたしたいと思います。

○酒井政府委員 初めに御質問のごさいました、投資意欲の問題でございま

すが、これは立場々々でいろいろ見方があることは思いますが、私どもが地方の財務局、あるいは日本銀行筋というものから聞いておりますところでは、まあだんだん鎮静はしてきておるけれども、その底はまだかなり固い、ことに最近になりまして、一応

国際収支が形式的にも実質的にも黒になつた、もういいのじやないかというような気分とか、そういうものがまだ若干残つておるようあります。しかしながら、この現在の輸出入の均衡といふことは、引き締め政策以降輸入を押えまして、国内にある過剰の輸入在庫を食つていたというような実情でもあります。

○酒井政府委員 見通しでございます。が、それはおつしやるように、結局バランスのある発展、そのバランスの発展の中に、一番極大といふのが理論的に望ましいわけあります。できるだけ生産なり計画なりを伸ばす、ただし伸び幅について、伸び過ぎると、今度は物価の問題とか国際収支の問題等によつかる。そこで適正な、そういううこ

とのない最大限の発展という線を見つけて、できるだけその線に早く乗せた

信用状ベースで果していいのかどうかということになりますと、一億八千と成長率でバランスをとつて発展していく

べきますならばこれは大体割合早く回復おいて国際収支がバランスするとい

うございますが、私が言つたとおり、この現状では間に合わないのか、そういうのか、つまり自然の均衡状態におけるのじやないかというふうに考えております。

○有馬(輝)委員 今の問題に関連して、政務次官にお伺いいたしたいと思

うございますが、もう少し漫透するようにやつていかなければいかぬのじやないか、

かのように考えております。

○有馬(輝)委員 今おつしやつておりますが、やはり生産というものは高水准を示しております。また物価も成長を示しておるというような状態で、その効果が

現われる期間というもののについても、相当考えなくちゃならない問題を含んでおるのじやないか、こういうふうに

私は考えるわけです。そして今度の短期の政策といふものが、即時的な調整

の効果を出すことを期待しておられるのか、それとも長期のものとして考え

ておられるのか、そこら辺から、今の御答弁と関連してお聞かせをいただきたいと思います。

○酒井政府委員 見通しでござります。が、それはおつしやるように、結局バ

ランスのある発展、そのバランスの発

展の中に、一番極大といふのが理論的

に望ましいわけあります。できるだけ生

産なり計画なりを伸ばす、ただし伸び幅について、伸び過ぎると、今度は物価の問題とか国際収支の問題等によつかる。そこで適正な、そういううこ

とのない最大限の発展という線を見つ

けて、できるだけその線に早く乗せた

信用状ベースで果していいのかどうか

ということになりますと、一億八千と成

長率でバランスをとつて発展していく

べきますならばこれは大体割合早く回復

おいて国際収支がバランスするとい

うございますが、私が言つたとおり、この現状では間に合わないのか、

かのように考えております。

りです。金融政策だけでもって効果を期待することはできないと思います。

そこで、金融も財政もその他の経済とち出されましたのが総合対策でござい

ますが、さらに昭和三十三年度等を見越しまして、御承知の通り、昭和三十

三年度の予算の基本方針といったよ

うな方針に従いまして、具体的な施

策を打ち立てていこうと考えておる次

第でございます。

○有馬(輝)委員 総合的な政策の重点

といいますか、具体的なものがどこに

あるか、それは具体的に御答弁になり

ませんので、この問題については、後

日大蔵大臣に御出席願つて、あらため

はお伺いたしたいと思いますから、そ

私はこの程度で本日の質疑を打ち切り

ます。

○横錢委員 ちょっと関連して。先ほ

ど質問の中に、貯蓄組合の件が出て

うな貯蓄の額別の人員、そういうたよ

うな内容等、おわかりならば一つお教

え願いたい。

○酒井政府委員 前段でお話のありま

した、各金融機関にも預金獲得に非常

に働いておる、その場合は、貯蓄組合

を作る必要があるかという御質問でございますが、それだけ貯蓄組合を作ると

きましては、利子に対する課税は無税

になるわけでございます。貯蓄組合に

よらない場合には、税をとられるわけ

ですから、それだけ貯蓄組合を作ると

いうことは有利になるということです。

それから数字でございますが、組合

の総数を申し上げますと、これは三十

億の指定期金が行われておったのだが、今六十九億何千万円しかないわけなんです。だから、それに見返りの総合施策として、来年ごろになります

と、今有馬君が言われたよなきめのこまかい、実情に即した施策を講じていかなければならぬであろうと思うのです。そこで、私が聞いておきたいの

が、日本銀行の信用というのも今非常に膨張しておるので結局もう一ペ

ん困つておる市中金融機関に政策的な内

内容を持つところの金融債を押しあげがつておいて、彼らがその金の足らざるところを日銀から借りておるという

ような事態は、慎重に検討を要する事柄であろうと思う。そういうような理由によって昨年度からこれを買ったの

ですから、その考え方を本年度においても踏襲されて差しつかえないと思う。

だから、私はこの際坊政務次官からで

も、一つ高度の政策的な立場から、こ

れをいかに考えておられるか、なお時

間的にはしばらく余裕もあるわけではありますか、この法律で定められた時期

が過ぎれば、一年以内ということです

から、一たん買うことは買わざるを得

ないでありますか、この法律で定められた時期

で、たしか昭和二十八年には六百数十億の指定期金が行われておったのだが、今六十九億何千万円しかないわけなん

です。だから、それに見返りの総合

施策として、来年ごろになります

と、今有馬君が言われたよなきめのこまかい、実情に即した施策を講じて

いかなければならぬであろうと思うの

です。そこで、私が聞いておきたいの

が、日本銀行の信用というのも今

非常に膨張しておるので結局もう一ペ

ん困つておる市中金融機関に政策的な内

容を持つところの金融債を押しあげがつておいて、彼らがその金の足らざ

るところを日銀から借りておるという

ような事態は、慎重に検討を要する事

柄であろうと思う。そういうような理

由によって昨年度からこれを買ったの

ですから、その考え方を本年度においても踏襲されて差しつかえないと思う。

だから、私はこの際坊政務次官からで

も、一つ高度の政策的な立場から、こ

れをいかに考えておられるか、なお時

間的にはしばらく余裕もあるわけでは

ありますか、この法律で定められた時期

が過ぎれば、一年以内ということです

から、一たん買うことは買わざるを得

ないでありますか、この法律で定められた時期

で、たしか昭和二十八年には六百数十億の指定期金が行われておったのだが、今六十九億何千万円しかないわけなん

です。だから、それに見返りの総合

施策として、来年ごろになります

と、今有馬君が言われたよなきめのこまかい、実情に即した施策を講じて

いかなければならぬであろうと思うの

です。そこで、私が聞いておきたいの

が、日本銀行の信用というのも今

非常に膨張しておるので結局もう一ペ

ん困つておる市中金融機関に政策的な内

容を持つところの金融債を押しあげがつておいて、彼らがその金の足らざ

るところを日銀から借りておるという

ような事態は、慎重に検討を要する事

柄であろうと思う。そういうような理

由によって昨年度からこれを買ったの

ですから、その考え方を本年度においても踏襲されて差しつかえないと思う。

だから、私はこの際坊政務次官からで

も、一つ高度の政策的な立場から、こ

れをいかに考えておられるか、なお時

間的にはしばらく余裕もあるわけでは

ありますか、この法律で定められた時期

が過ぎれば、一年以内ということです

から、一たん買うことは買わざるを得

ないでありますか、この法律で定められた時期

で、たしか昭和二十八年には六百数十億の指定期金が行われておったのだが、今六十九億何千万円しかないわけなん

です。だから、それに見返りの総合

施策として、来年ごろになります

と、今有馬君が言われたよなきめのこまかい、実情に即した施策を講じて

いかなければならぬであろうと思うの

です。そこで、私が聞いておきたいの

が、日本銀行の信用というのも今

非常に膨張しておるので結局もう一ペ

ん困つておる市中金融機関に政策的な内

容を持つところの金融債を押しあげがつておいて、彼らがその金の足らざ

るところを日銀から借りておるという

ような事態は、慎重に検討を要する事

柄であろうと思う。そういうような理

由によって昨年度からこれを買ったの

ですから、その考え方を本年度においても踏襲されて差しつかえないと思う。

だから、私はこの際坊政務次官からで

も、一つ高度の政策的な立場から、こ

れをいかに考えておられるか、なお時

間的にはしばらく余裕もあるわけでは

ありますか、この法律で定められた時期

が過ぎれば、一年以内ということです

から、一たん買うことは買わざるを得

ないでありますか、この法律で定められた時期

で、たしか昭和二十八年には六百数十億の指定期金が行われておったのだが、今六十九億何千万円しかないわけなん

です。だから、それに見返りの総合

施策として、来年ごろになります

と、今有馬君が言われたよなきめのこまかい、実情に即した施策を講じて

いかなければならぬであろうと思うの

です。そこで、私が聞いておきたいの

が、日本銀行の信用というのも今

非常に膨張しておるので結局もう一ペ

ん困つておる市中金融機関に政策的な内

容を持つところの金融債を押しあげがつておいて、彼らがその金の足らざ

るところを日銀から借りておるという

ような事態は、慎重に検討を要する事

柄であろうと思う。そういうような理

由によって昨年度からこれを買ったの

ですから、その考え方を本年度においても踏襲されて差しつかえないと思う。

だから、私はこの際坊政務次官からで

も、一つ高度の政策的な立場から、こ

れをいかに考えておられるか、なお時

間的にはしばらく余裕もあるわけでは

ありますか、この法律で定められた時期

が過ぎれば、一年以内ということです

から、一たん買うことは買わざるを得

ないでありますか、この法律で定められた時期

で、たしか昭和二十八年には六百数十億の指定期金が行われておったのだが、今六十九億何千万円しかないわけなん

です。だから、それに見返りの総合

施策として、来年ごろになります

と、今有馬君が言われたよなきめのこまかい、実情に即した施策を講じて

いかなければならぬであろうと思うの

です。そこで、私が聞いておきたいの

が、日本銀行の信用というのも今

非常に膨張しておるので結局もう一ペ

ん困つておる市中金融機関に政策的な内

容を持つところの金融債を押しあげがつておいて、彼らがその金の足らざ

るところを日銀から借りておるという

ような事態は、慎重に検討を要する事

柄であろうと思う。そういうような理

由によって昨年度からこれを買ったの

ですから、その考え方を本年度においても踏襲されて差しつかえないと思う。

だから、私はこの際坊政務次官からで

も、一つ高度の政策的な立場から、こ

れをいかに考えておられるか、なお時

間的にはしばらく余裕もあるわけでは

ありますか、この法律で定められた時期

が過ぎれば、一年以内ということです

から、一たん買うことは買わざるを得

ないでありますか、この法律で定められた時期

で、たしか昭和二十八年には六百数十億の指定期金が行われておったのだが、今六十九億何千万円しかないわけなん

です。だから、それに見返りの総合

施策として、来年ごろになります

と、今有馬君が言われたよなきめのこまかい、実情に即した施策を講じて

いかなければならぬであろうと思うの

です。そこで、私が聞いておきたいの

が、日本銀行の信用というのも今

非常に膨張しておるので結局もう一ペ

ん困つておる市中金融機関に政策的な内

容を持つところの金融債を押しあげがつておいて、彼らがその金の足らざ

るところを日銀から借りておるという

ような事態は、慎重に検討を要する事

柄であろうと思う。そういうような理

由によって昨年度からこれを買ったの

ですから、その考え方を本年度においても踏襲されて差しつかえないと思う。

だから、私はこの際坊政務次官からで

も、一つ高度の政策的な立場から、こ

れをいかに考えておられるか、なお時

間的にはしばらく余裕もあるわけでは

ありますか、この法律で定められた時期

が過ぎれば、一年以内ということです

から、一たん買うことは買わざるを得

ないでありますか、この法律で定められた時期

で、たしか昭和二十八年には六百数十億の指定期金が行われておったのだが、今六十九億何千万円しかないわけなん

です。だから、それに見返りの総合

施策として、来年ごろになります

と、今有馬君が言われたよなきめのこまかい、実情に即した施策を講じて

いかなければならぬであろうと思うの

です。そこで、私が聞いておきたいの

が、日本銀行の信用というのも今

非常に膨張しておるので結局もう一ペ

ん困つておる市中金融機関に政策的な内

容を持つところの金融債を押しあげがつておいて、彼らがその金の足らざ

るところを日銀から借りておるという

ような事態は、慎重に検討を要する事

柄であろうと思う。そういうような理

由によって昨年度からこれを買ったの

ですから、その考え方を本年度においても踏襲されて差しつかえないと思う。

のよう検討を進められておりますか、お伺いいたします。

○労政府委員 春日委員のおっしゃる御意見は、非常にごもっともなことと思いますが、ただテクニックを必要とする。たやすくそれがいいからやろうということは、大へんけつこうなんですが、それはテクニックの問題も非常に伴うと思いますので、この際私から、それを実現するとかしないとかいうことは相当テクニックを考えなければなるまいと思いますから、これはむしろ私よりも、銀行局長あたりからお答えした方がいいと思います。

○酒井政府委員 法律的に申しますなれば、春日委員のおっしゃるように、一年未満ということで運用しておりますので、一たんここで売り戻しまして、そうしてまた第三・四半期に買うということは、法律上は可能だと思いまます。ただ現在の状況におきましては、金融の方では、なおもう少し詰める必要があるというふうに感じておりますので、今後さらに金を出してゆるあるということは、全体の政策にとっていかがであろうか。ほんとうに困った場合には、これは日本銀行が一本の筋で、われわれも十分御相談いたしますが、金融をどう持っていくかということがあります。たとえば、春日委員のおっしゃるところは、銀行局長あたりからお答えした方がいいと思います。

○春日委員 ちよつと待つて下さい。それはおかしいじゃありませんか。私

を日銀へ返していく形ができるかどうか。あるいは行政指導で、私はできることはないと思うが、いはばそれでこのオーバー・ローンを解消する一つの形式的な目的をも果し得る

し、さらに金融機関の資産内容改善の趣旨にも即した結果が得られてくると

思ふのであります。要するに金融引き締めの至上命令から申しますれば、今御答弁になつた通りであろうと

の分を彼らが現に日銀から借りておるのだから、日銀の償還に當てさせてい

けば、引き締めの至上命令というこの趣旨に何ら背反することなく銀行の資

産内容を改善でき、かつオーバー・ローンを減らしていく、解消の方向へ持っていく、こういう両々相待つて効

が言うのは、金融引き締めの至上命令といふものは、これは一切の政策の大前提になるものだから、やはり資金が膨張するようなやり方は避けるということについては、異存はない。けれども、七百億なら七百億のその金融債を

政府が今度新しく肩がわりした場合、その相当額を日本銀行のオーバー・ローンの解消のために償還していくことになりますれば、この資金の絶対量

とじやありませんか。だから、私は、テクニックとしてできて、しかも今國

民の重大関心事である銀行の資産内容

の改善だとか、あるいはオーバー・ロー

ンの解消だとか、こういう政策目的が達し得ると思うのであります。いかがでありますか。

○酒井政府委員 実はその問題につきまして、第二段にお答えしようと思つたのですが、テクニックとして

年

思ひますと、結局持つております金融債を長期に買い上げてやるということになるわけでございます。これは、毎年売つた買つたということであれば、一時的にそういう状態は出でてきます。

○春日委員 テクニックとして

は、おっしゃるようなことも考えられ

ると思います。ただ政策といたしまして、現在はそういうことを考える時期でなくて、もう少し銀行の資金を詰める時期ではなかろうかということが一つかそれで越していくのではないか、

かのように考えております。

○春日委員 テクニックの問題について、われわれしならうととかく容認する必要がないものであるのであります。たとえば、この次にこれをもう一ぺん政府が肩がわりをする。そうすれば、その同一額、相当額

が得られます。と申しますのは、こ

れを交えておつては帰つたがつておつ

て非常に困るのだが、(笑)これは非

常に深く検討願わなければならぬ問題

だと思うのです。と申しますのは、こ

れわれ専門家の仲間で、「しろうと

えてくれば、一年間なら一年間肩がわ

りしておるうちに売り戻ししなければ

ならぬ。すなわち昭和三十三年十二月

末に売り戻ししなければならぬとする

と、七百億円程度の預金増が、総合施

策の効果が次第に現われて、そうして

もうこれは引き受けてもよろしいも

う一ぺん売り戻していただいてもよろ

しい、こういうような金融機関のいわ

ゆる財金増強の態勢が現われてくる。

だからテクニックとして、これはわれ

われ専門家でないとわがらぬと思うの

だが、そういう高慶の施策を講ずるこ

とによって、私は応急の当面の効果を

上げ得る措置を講じ得ると思う。それ

は、今なきなればならぬ段階であ

ると思う。すなわち金融機関の資金梗

塞は、だんだんと深刻化しておる現状

にかんがみまして、そういうような措

置をとるべきであろうと思うが、これ

はいかがでありますか。

問題は相当大きな反響のある問題であ

りますようから、これは本日いいの悪

いのといって、あなたもここで即断す

るがごときは越権だろうと思つて、こ

れは一つ省議にかけて十分御検討をい

ただいて、またの新しい機会において、

大蔵省としての大体まとまつた意見を

一つ御答弁願う、こういうことにいた

しまして、きょうの私の関連質問を終

ります。

○平岡委員長代理 本日はこの程度に

とどめ、次回は明七日午前十時三十分

より開会することといたします。

これにて散会いたします。

午後四時九分散会